

会 議 録 目 次

令和４年第４回海田町議会定例会（第１日目）

令和４年６月７日（火）午前９時００分 開会

日程第１	会議録署名議員の指名について……………	５
日程第２	会期の決定について……………	５
日程第３	諸般の報告	
	①議会報告……………	５
	②行政報告……………	６
	③報告第３号 令和３年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書……………	８
	④報告第４号 令和３年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書……………	９
	⑤報告第５号 令和３年度海田町一般会計事故繰越し繰越計算書……………	１０
日程第４	一般質問	
	○多田雄一議員……………	１１
	○佐中十九昭議員……………	１５
	○崎本広美議員……………	３０
	○兼山益大議員……………	３８
	○下岡憲国議員……………	４８
	○大高下光信議員……………	６８
	○小田久美子議員……………	６９
	○石橋京子議員……………	７４
	（延 会）……………	８９

令和4年第4回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和4年6月7日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会（開 議） 6月7日（火）9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長           | 今 岡 寛 之 |
| 教 育 長           | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部 長         | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長         | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長         | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次 長         | 森 山 真 文 |
| 下 水 道 担 当 参 事   | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 部 次 長       | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課 長         | 藤 原 靖   |
| 魅力づくり推進課長       | 脇 本 健二郎 |
| 財 政 課 長         | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課 長         | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 長         | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課長        | 下 野 武 士 |
| 町 民 生 活 課 長     | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課 長         | 近 森 茂   |
| 社 会 福 祉 課 長     | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長       | 新 藤 正 敏 |
| 長 寿 保 険 課 長     | 岩 本 宏 美 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長         | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 長     | 木 村 生 栄 |
| 学校教育課教育指導監      | 小 村 孝 広 |

生涯学習課長 中下 義博  
新庁舎整備室長 山田 長秀  
環境センター所長 谷川 雅彦

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 倉本 勇登  
主 査 戸 成 正 考  
主 任 辻 千奈美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

①議会報告

②行政報告

③報告第3号 令和3年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

④報告第4号 令和3年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

⑤報告第5号 令和3年度海田町一般会計事故繰越し繰越計算書

日程第4 一 般 質 問

日程第5 第27号議案 工事施行協定の変更について

日程第6 第28号議案 負担付きの寄附の受納について

日程第7 第29号議案 財産の無償譲渡について

日程第8 第30号議案 海田町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第31号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第32号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第33号議案 令和4年度海田町一般会計補正予算（第1号）

日程第12 第34号議案 令和4年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 委員会提出議案第1号 海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和4年第4回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。なお、議場が非常に暑くなっております。体調管理の観点から、上着の脱衣を許可いたしますので、あらかじめ御了承ください。

直ちに、本日の会議を開きます。さて、甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害から間もなく4年がたとうとしています。この災害による復旧事業も鋭意進められておりますが、災害のつめ跡は深く、今もその痕跡が残っている状況です。今年もまた雨の季節がやってまいります。改めて、より災害に強いインフラ整備と、この災害の経験や教訓、そして防災への意識が記憶とともに風化しないように、継承のための取組を進めていただきたいと思います。一方、発生から3年が経過した新型コロナウイルス感染症の感染状況については、全国で一部の地域を除いて、やや減少傾向にはありますが、正確な評価は示されておりません。そのような中、中止や延期をされた事業やイベントがようやく各地で開催されるようになってきました。人と接触する機会が増えてきますが、一人ひとりがマナーを守り、ウィズコロナ時代の新しいライフスタイルを心がけ、再拡大を防止していただきたいと思います。本町でも4回目のワクチン接種事業に取り組んでいるところでございますが、ワクチン接種が感染拡大を抑制する効果を期待するところであります。本定例会におきましても、マスク着用、アクリル板の設置、窓の開放など、基本的な感染防止対策を講じて進行してまいりたいと思います。議事の円滑な進行に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。この際、町長から発言の申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆様、改めまして、おはようございます。本日、令和4年第4回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、町民並びに事業者の皆様には新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、心より感謝申し上げます。本定例会には、報告3件、工事施工協定の変更1件、負担付きの寄附の受納1件、財産の無償譲渡1件、条例改正3件、補正予算2

件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、本定例会の招集に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、2番、西田議員、3番、玉川議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの3日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月9日までの3日間と決めます。

この際、議長より議員の皆さん、執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際にはマスクを着用したままといたしますので、的確で分かりやすく、また声が聞き取りやすいよう、マイクを立ててゆっくりと発言してください。なお、執行部の皆様におかれましては、挙手の際に職名を名乗っていただきますよう、お願いを申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、3月定例会以降の状況は、議会の動きとして、お手元に配付しております。主なものとして、4月19日、議員在職3期までの議員を対象に、広島県町議会議長会、議会運営アドバイザーを講師にお迎えし、議会運営の基本について議員研修を開催いたしました。

次に、5月30日、町村議会正副議長研修会で上京した際、広島県町議会議長会会長として、各町の正副議長さんとともに、岸田総理と面談をし、国及び広島県に関する社会情勢について意見交換をいたしました。

また、5月31日には、議員会館に赴き、尾崎川排水機整備の早期の完成など、町民が安全で安心して暮らせる生活環境を確保するための要望書を国会議員に提出いたしま

した。なお、常任委員会の調査については、実施状況を添付しておりますので、併せて御参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について、町長より申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田） それでは、3月定例議会後の行政執行の状況について御報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、県と連携して情報収集を行い、住民に対して、広報かいた、ホームページ、LINEや町内放送、庁舎1階のデジタルサイネージ等で、情報提供や注意喚起を行いました。また、ワクチン接種につきましては、6月6日時点で、3回目の接種を終えた65歳以上の高齢者は6,544人、接種率90.2パーセント、全体では1万7,697人、接種率61.3パーセントとなりました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等でございますが、中小企業等が融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は、6月6日現在、延べ464件となっております。

次に、海田町感染拡大防止・地域経済応援クーポン第3弾でございますが、使用期間は2月28日で終了し、最終的な使用率は81.5パーセントとなっております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するため、児童1人につき10万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、4月28日で申請受付を終了し、3,159世帯に対し、5,329人分を支給しました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援資金の貸付等を利用してなお生活に困窮する世帯の自立を支援するための生活困窮者自立支援金につきましては、5月31日現在で、延べ22世帯に支給しております。次に、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援を行うための住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、5月31日現在で、2,257世帯に支給しております。

次に、庁舎移転事業についてでございますが、新庁舎整備につきましては、3月末には、くい工事を完了し、現在は基礎工事を進めております。現役場庁舎につきましては、4月26日に解体工事の設計業務委託契約を締結し、解体工事の設計を進めております。令和4年4月4日付けであった住民監査請求については、5月25日付けで監査結果の通知がございました。

次に、災害支援協定の締結については、4月1日に凸版印刷株式会社と災害に係る実証実験の実施に関する協定を、4月14日にみどりのもりこどもえんの開園に伴い、学校法人住田学園と指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定の変更を行い、5月24日に株式会社キーレックスと災害時における一時滞在場所としての使用に関する協定を締結いたしました。

次に、災害対策につきましては、4月27日、職員参集体制の確認のため、海田町全域で震度6弱の地震が発生したという想定で、職員参集電話、メール模擬訓練を実施し、緊急時の連絡体制を確認いたしました。出水期に向け、各種災害を想定し、情報の収集・伝達につきまして、対策を進めております。

次に、防災教育につきましては、5月10日に株式会社ユーアンドアイにおいて、また、5月18日に海田町社会福祉協議会において、防災出前講座を実施いたしました。

次に、海田町地域防災計画につきましては、5月17日、海田町防災会議及び海田町水防協議会を開催し、海田町地域防災計画及び海田町水防計画の修正を審議していただきました。

次に、国及び広島県に対する要望活動についてでございますが、5月16日に海田町主要建設事業について、国土交通省中国地方整備局及び広島県土木建築局などに対し、直接要望を行いました。また、5月18日には国土交通省国土保全局砂防部長を訪問し、直接要望するとともに、命と暮らしを守る道づくり全国大会に出席し、広島南道路の整備推進について、広島県選出国會議員及び財務省主計局へ直接要望いたしました。更に、5月30日には、瀬野川の浚せつについて、広島県西部建設事務所を訪問し、直接要望いたしました。また、5月31日と6月1日に、広島県街路事業独自要望活動に参加し、本町からは都市計画道路畝曾田線の整備推進について、財務省及び国土交通省へ直接要望をいたしました。

次に、5月19日に、ひまわりプラザにおいて、海田町空家等対策協議会委員で司法書士の武田圭史氏を講師に迎え、相続に向けて今やるべきことと題して、空家対策講演会を開催し、26名の参加がありました。

次に、平成30年7月豪雨により被災した箇所の災害復旧事業につきましては、国の補助金を活用し、町が施工した工事が3月31日に全て完了しました。引き続き、町独自で施工する災害復旧工事2件の早期完了に取り組みます。

次に、インフラ強靱化事業につきましては、洪水被害の軽減を図るため、令和2年度

から取り組んできた奥之谷川河川改修工事が5月31日に完了しました。

次に、災害危険箇所の点検につきましては、5月27日に、町内の道路、河川、急傾斜地などの一斉点検を、6月3日には、広島県と合同で急傾斜地のパトロールを行いました。

次に、学校教育については、海田中学校において、コロナ禍で延期になっておりました四国方面への修学旅行を4月27日から29日までの2泊3日で実施しました。なお、海田西中学校においては、6月下旬に予定しております。また、海田中学校では、感染拡大のおそれがあったため、5月19日、20日に第1学年と第3学年で学年閉鎖の措置いたしました。海田小学校では、6月1日、2日に、第4学年を学級閉鎖の措置いたしました。各小学校では、5月28日に、感染対策を講じた上で運動会を実施しました。

次に、3月5日、織田幹雄スクエアにおいて、第2回織田幹雄書道展の表彰式を行い、4月10日まで展示をしました。その後、ふるさと館、海田東公民館と巡回し、現在、最後の展示をひまわりプラザで行っております。

次に、織田幹雄記念館において、3月7日から5月8日まで、企画展「19歳の見たオリンピック、パリ1924」を開催しました。織田幹雄さんがオリンピックに初出場した第8回パリ大会の様子を資料や写真などで紹介するとともに、日本陸上競技連盟から借用したヘリテージプラークの盾の展示も行い、1,351名の来館がありました。

次に、4月29日、第56回織田幹雄記念国際陸上競技大会がエディオンスタジアム広島で開催され、全国高校生選抜の三段跳び男子・女子それぞれの優勝者に、海田町より織田幹雄賞を授与いたしました。

次に、5月1日、延期した令和4年成人祭を織田幹雄スクエアにおいて開催しました。当日は、新成人320名の対象のうち190名、例年並みの約60パーセントの参加となりました。新型コロナウイルス感染症対策として2部に分け、式典のみの開催となりましたが、新成人代表が海田町で生まれ育った誇り、責任ある大人として社会に貢献したいという力強い誓いの言葉を述べました。また、その様子を動画配信いたしました。

次に、5月29日、織田幹雄スクエアにおいて、海田町文化スポーツ協会との共催で、はじめて音楽祭を開催し、98名の来場がありました。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告をいたしました。

○議長（桑原）以上で、行政報告を終わります。

続いて、報告第3号、令和3年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町

長より報告を求めたいと思います。町長。

○町長（西田）報告第3号、令和3年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書。令和3年度海田町一般会計予算で議決をいただきました庁舎移転事業ほか23件の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので報告をいたします。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは議案書1ページをお開きください。報告第3号、令和3年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。令和3年度予算で議決をいただきました繰越明許費に係り、繰越明許費繰越計算書を調製したものを、地方自治法施行令第146条の規定により議会に報告するものでございます。1ページから4ページにかけて、款項ごとに事業名と、既に議決をいただいている繰越明許費の限度額の金額と、限度額の範囲内で実際に令和4年度に繰り越した、翌年度繰越額と、その財源内訳をそれぞれ記載しております。件数が多くございますので個別の説明は省略させていただきますが、全体で申しますと、4ページの表の最後に合計を記載しております。合計24件の翌年度繰越額は13億4,637万3,000円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第4号、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めたいと思います。町長。

○町長（西田）報告第4号、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。令和3年度海田町公共下水道事業特別会計予算で議決をいただきました地方公営企業法適用事業ほか1件の繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので、報告いたします。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、報告第4号、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。議案書の5ページをお願いいたし

ます。報告第4号は、令和3年度補正予算で議決をいただいている繰越明許費について、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。款項ごとに、事業名と既に議決をいただいている繰越明許費の限度額と限度額の範囲内で、実際に令和4年度に繰り越した翌年度繰越額、その財源内訳をそれぞれ記載しております。公共下水道事業は合計2件で、翌年度繰越額は1億412万1,000円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第4号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第5号、令和3年度海田町一般会計事故繰越し繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第5号、令和3年度海田町一般会計事故繰越し繰越計算書。道路橋りょう災害復旧工事ほか1件の事故繰越しについて繰越計算書を調製しましたので報告をいたします。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは議案書6ページ、7ページをお開きください。報告第5号、令和3年度海田町一般会計事故繰越し繰越計算書を御説明いたします。報告第5号は、一般会計の事故繰越しに係り、事故繰越し繰越計算書を調製したものを地方自治法施行令第150条の規定により議会に報告するものでございます。事故繰越しした事業は、災害復旧関係事業2件で、翌年度繰越額の合計は1億1,088万7,000円でございます。事故繰越しの理由については、7ページ右側の説明欄に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。下岡議員。

○9番（下岡）今、説明のありました道路橋りょう災害復旧事業、これが事故繰越しになっているんですけれども、理由が、コロナが発生したためだと、発注者及び工事関係者にコロナが発生したと。これ、当初は、3月末で終わる予定が10月末まで7か月、工期

が延びたわけですが、そのうち、ここにあるコロナのために工程に遅れが生じたと、コロナによって生じたのはどれだけの月数遅れたのかお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）コロナによる影響で協議に要した期間が約2か月ございますので、コロナによる遅れは2か月間でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ということは、7か月遅れたうちの2か月がコロナであって、残りの5か月はほかの要因で遅れたという理解でよろしいですね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい、そのとおりです。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法施行令第150条第3項及び第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号については、これをもって終結をいたします。

これにて、諸般の報告全てを終了いたします。この際、暫時休憩いたします。再開は9時45分。

~~~~~○~~~~~

午前9時30分 休憩

午前9時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第4、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日は2点質問をいたします。

まず1点目、新庁舎の土地問題でございます。4月4日付けで新庁舎土地購入について住民監査請求が出されました。監査委員の結論はどうなるか分かりませんが、住民の間で疑問や不信感を持たれている方がおられるのも確かです。町長には説明責任があると考えます。住民説明会を開くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2 番目、交通安全対策。現在、通学路などで道路幅が狭く歩道が設置できない場所や歩道があってもガードレールが設置できないところに、伸縮性のあるポールが設置されております。ただ、これでは注意を促すことはできますが、歩行者の安全を守ることにはできません。この度、広島メーカーがインパクトボラードという時速45キロの車が衝突しても対応できる車止めを開発されました。交通事故は幸い減少傾向にありますが、残念ながら、登下校中の事故はまだまだ全国で発生をしております。高齢者のペダル踏み間違い事故も、年間でいうと6,200件も発生をしております。今までのような注意喚起型のポールではなく、安全を確保するものに転換するべきだと考えますが、いかがでしょうか。以上、2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問に答弁いたします。

まず、新庁舎土地問題についての質問でございますが、用地購入に関して住民監査請求があったことについては重く受け止めております。住民説明会を開催する考えはございませんが、住民の皆様には新庁舎用地取得に係る経緯をお伝えし、御理解をいただけるような情報発信に努めてまいります。

続きまして、交通安全対策についての質問でございますが、今回、御提案のあった車止めについては、車の衝突荷重に対応するため、強固な基礎が必要となります。これまで水路ぶたの上にポールを接着していた場合などは、設置場所を道路内に変更する必要があるため、車道の有効幅員がこれまでよりも狭くなる場合があり、全ての箇所を御提案の車止めに変更することは難しいものと考えております。以上のことから、御提案のあった車止めについては、設置場所も含め、本町における有効性について、他市町の設置状況や製品の特性等を踏まえて、今後、調査研究してまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）では、再質問をいたします。まず1点目の住民説明会を開くべきだということなんですが、町長のほうは住民説明会を開催する考えはないが、御理解いただけるような情報発信に努めてまいりますということなんですが、どのような情報発信を考えておられるのか、まずお聞かせください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）これまでも情報発信はしてまいりましたが、まだ疑問を持っておられる住民さんもおられるということで、そういった方に伝わるような手法のほうを今後検

討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）今から検討するということなのですが、情報発信ですから、いろんな方法があると思うんですよね。町長が出しておられるかわら版、それからホームページ等々あると思うんですが、やっぱり、この前、住民監査請求が出て、そして、監査委員からの回答がありましたが、やっぱり住民の方は新聞報道等々で見られただけで、その経緯についてどうなっておるのかという考えをお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。私たちも聞かれるわけなんですけど、できるだけ早く、やっぱりその経緯を説明する必要があると思うので、今から検討するんじゃなくて、もっと早く、例えば、かわら版のような形で出されるとか、そういった考えはないでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎整備につきましては、かわら版でありますとか、ホームページの発信といったことも活用して行っております。議員御提案の用地取得の経緯等の内容につきまして、そういった方法も含めて検討をして、情報発信してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）私は住民説明会を開くのが一番手っ取り早いというか、一番いい方法だと私は思いますが、それをしないという回答なので、もう一度考えていただけないでしょうかね。住民説明会するのが、そういうかわら版とか等々で出されるよりも直接住民に語りかけたほうが早いと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）情報発信の方法につきましては、様々な手法が考えられますけれども、時間や場所等の制約がなく、広く発信できる手法のほうが望ましいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それはそうなのでしょうけど。そうはいつでも、やっぱり、疑問を持たれる方に直接お話しできるチャンスですよね、住民説明会って。そこで直接、こう対応されたほうが私は話が早いと思うんですけど、もう1回、ちょっと、お考えがないか、ちょっとお聞きします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）情報発信につきましては、多くの方に情報が伝わるような手法のほう

が望ましいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）これはいくら言っても、あれなんでしょうけど。住民の方が疑問に思っておられるのは、まず1点目が地質調査をする前に契約をなぜしたのか、それから、普通だったら土地を持っておられる方の責任となる汚染物質があった、それが分かった後に、分かった後に、汚染物質があったのに町がなぜ半分払わなくちゃいけなかったかという、その2点だと思うんですよね。その2点も含めて、その2点に重きを置いて情報発信をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員御指摘の点も踏まえまして、今後検討をして情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）じゃあ、それで、できるだけ早く情報発信をしていただくようによろしくをお願いします。

2点目なんですけど、このポール、確かにおっしゃるように、車道側に付けると、車道が狭くなって、なおさら車の通行が難しくなる、それはよく分かります。ただ、そういうところだけじゃなくて、この前、たまたまホームテレビやったかな、ニュースでこのポールについて取り上げておりました。そのときに出てたのが、交差点でガードレールが切れたところがちょうどあるんですよね。こう四つ角のところでガードレールが切れたところ、そこに1本立てるだけでも、車が衝突したときに、衝突事故が交差点内で起こったときでもそれを防ぐとかできるというのを、PRも含めて、ニュースで取り上げとったんですよ。今までの海田町が付けておられるポールは、注意喚起の柔らかいやつですよ。あれじゃなくて、もう一つ、白いポールを立てられておりますが、このポールでも45キロの車が衝突すると、四、五本倒した上で止まる。だけど、このポールだと、その1本で車を防げる。45キロ以上になったら分かりませんが、45キロぐらいまでだったら大型車が衝突しても、車が壊れてポールが倒れなかったんですよ。実験をやっておられたんですけど。だから、そういう狭いところにポールを立てると、確かに車道が細くなりますが、ただ、交差点の角っことか、それから、今、現実にはポールが立っているところ、通学路には結構たくさんあると思うんですよね、そういう箇所が。そういう箇所に全部立てると、結構費用がかかるみたいなんですけど、部分部分をこれに替え

ることによって、子どもたちの安全が守れると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）議員さんおっしゃられるように、今のポール、車が衝突しても、衝撃を止めて、ポールに関しては効果があるものと思っております。しかしながら、設置により、歩行者の通行の妨げになるなど、いろいろな課題もございますので、そういった設置した他市町の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）まだ、恐らくなんですけど、発売して間がなくて恐らく、付けておられる市町はないんだと思うんです。それで、今、クラウドファンディングでお金を集めておられて、確か呉のどこかだったかな、その地区に付けるためのクラウドファンディングをやられておられるということなんです。まだ付けているところが多分ないと思うので、この実験映像なんかがYouTubeだったかな、確か出ていますので、是非御覧になっていただいて、全部これを、例えば、中店小学校線の海田小学校に向かう通学路にずっと全部付けるとなると、多分かなりの費用がかかるんだと思うんです。基礎工事がかなりないと、車が45キロで衝突しても倒れないポールなんてなかなかできないでしょうから。この前、中店小学校線、中店下りたところにあったポールが車の衝突で倒れたんですよ。下のコンクリートの基礎が少ししかないの、車が衝突したら倒れる、まあ、そのほうがいいんかも分らんけど、車にとっては。車が倒れたまま、それを撤去してそのままなってるんです。ポールがなくなった状況です。ああいうところにこういうポールを1本立てることによって、注意喚起もあるんだろうけど、子どもたちの安全を少しでも守れると思うので、是非調査研究をしていただきたいと思います、いかがですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）おっしゃられるように、議員さん言われた呉昭和北小学校のYouTubeだと思います。そういった効果、それと、この事例にございましたが、基礎部分が大きいものになりますので、地下埋設物、こちらの昭和北小学校のほうは埋設物が支障となって、一時中断したというものがありますので、そういったところも含めて、いろいろ調査研究してまいりたいと思います。

○12番（多田）終わります。

○議長（桑原）15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今回、3項目、質問をさせていただきます。

一つは、憲法と地方自治条項についてお尋ねをいたします。コロナ禍やウクライナ危機の中、それに便乗する形で改憲論が沸騰しております。特に憲法9条を変質させ、現在の平和憲法を危険な方向に変えようとする動きです。合わせて、地方自治の改憲の論点を憲法における地方自治条項の意義と憲法改正論について、町長にお尋ねをいたします。日本国憲法の三大原理といえば、国民主権、法人が主権じゃないんです。大企業が主権じゃないんです。これが一つ。二つ目には基本的人権の尊重、三つ目には平和主義ですが、それらを実効あらしめる上で決定的に重要なのが地方自治です。なぜなら、平和・人権・民主主義の保障は、まず国民・住民に最も身近な自治体レベルにおいて保障・具体化されるもので、それらの諸原則が侵害された場合の被害は、自治体レベルにおいて最も早く深刻にあられるからです。今、憲法論議が急速に進み、日本国憲法の原理が衰退することは、同時に我が国における地方自治の衰運を意味し、地方自治の本旨の歪曲と縮小、憲法の平和・人権・民主主義にとって地方自治の保障は不可欠なものということです。今の自民党改憲草案は、現行の地方自治の総論規定92条から地方自治の本旨規定を削除し、地方自治を住民に身近な行政に限定、これは草案ですが、92条としております。このように、地方自治体の位置付けを変えようとしておりますが、町長の見解をお尋ねいたします。

二つ目には、コロナ対策についてお尋ねをいたします。コロナ感染者に自宅療養セット案内の徹底を3月2日現在、県が確保したホテル療養室は2,334室、入室者は384人で、稼働率16.5パーセント。一方、自宅療養は9,124人でした。5月4日現在の数字は省略して、6月6日、昨日ですね、全県で16万何ぼ、これは中国新聞を採用させてもらうんですが、16万人を超しております。海田町で、メールで来たのが6月6日現在で1,896人、1か月で435人、これが増えておるわけです。それでお尋ねしますが、第5波まで病院・ホテル療養が基本だったのが、第6波では感染者急増のためほとんど自宅療養になった。現在はホテル空室が多く、ホテル療養を増やすべきというように思いますが、現状では町と県との連携はどうなって、どう対応しておるのかお尋ねをいたします。二つ目には、夫婦70代で自宅療養した方の体験から、これは広島市や福山市の例です。自宅療養者全員に、食品・衛生用品の自宅療養セットの案内を徹底すること。また、特に高齢者が在宅の場合、一人ひとりに寄り添った対応をすることを求めますが、現在はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。先ほど言った、福山とか広島市

はあるから、海田町もこれだけの人数が出たら、必ずそういう問題に直面するだろうということでお尋ねをするわけです。質問の三つ目、コロナ禍を教訓に、保健師の大幅増員を。1994年の地域保健法施行後、全国で保健所が激減しました。広島では1972年の20か所から現在は4か所3支所の半分以上に。保健所職員もその結果、1996年の635人から現在は271人で、半分以上になっております。これは変動があったかも分かりませんが、3月3日現在です。コロナ禍で保健所業務がひっ迫したのは、保健所職員の減らし過ぎが原因。保健所の重要性を再認識され、現状を踏まえて、県・町の組織体制の強化を提案いたしますが、町長の御所見をお尋ねいたします。

三つ目には、こども医療費の助成についてでございます。中学校卒業まで入・通院とも対象年齢を引き上げる提案です。欲を言えば、私は高校卒業までとありますが、一遍にはできないので、現在は入院・通院とも0歳から小学校6年生まで、令和4年1月から中学生入院のみとなっております。全国を見ると、先進県の静岡県、鳥取県などは入通院とも高校卒業までが対象です。入通院とも中学校卒業までが9都府県あります。県内では三次市など6市町が独自に上乘せをし、入通院ともに高校卒業までを対象としております。添付資料を付けておりますので、見ていただければよく分かると思います。県内の子育て支援、少子化対策としても大切な施策であり、地域間の格差を是正する観点からも広島県に要求し、また、町独自で助成対象の引上げを求めますが、町長の御見解をお尋ねいたします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。

まず、憲法と地方自治条項についての質問でございますが、自民党改憲草案では地方自治の本旨について、従来、地方自治の本旨という文言が無定義で用いられていたため、明確化を図る目的であると認識をしております。

続きまして、コロナ対策についての質問でございますが、1点目については、療養の調整は本町を管轄している県の保健所の業務であり、ホテル療養についても、聴き取りにより陽性者本人の意向を確認するなど、適切に対応されているものと考えております。2点目については、県の保健所が、陽性者全員に対して自宅療養セットを希望するかどうかを確認しております。また、高齢者の療養について、県の保健所が、聴き取りにより、きめ細かく対応されていますし、今後も引き続き一人ひとりに寄り添った対応をしていただけるものと考えております。3点目については、新型コロナウイルス感染症の

ような感染力の強い感染症がまん延した場合には、県の保健所職員のみで対応することは非常に困難なことと考えております。この度の急激な感染拡大を教訓に、県と県内各市町が緊密に連携し、迅速に対応することで感染拡大防止の体制強化を図ることが重要であると考えております。

続きまして、こども医療費助成についての質問でございますが、子育て家庭が安心して暮らしやすいまちづくりを推進するため、通院医療費助成の対象を令和4年1月から小学校6年生まで拡大したところでございます。対象者を中学校卒業まで引き上げることにつきましては、まずは小学校6年生まで拡大したことによる医療費の動向や財源確保のため他の事業等への見直しを検討し、子育て支援施策全体の中で総合的に判断してまいります。また、この制度は市町によって子どもが受ける医療サービスに差が生じることは適当でないと考えております。全国一律の医療費助成制度の創設を国の責任において、早期に実現するよう、引き続き、町村会を通じて強く要望してまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）日本国憲法第8章の第92条、これは地方自治のことを言っているんですね。二つの意味があって、一つは住民自治、二つ目には団体自治の意味があります。一つ目の住民自治は、住民の意思に基づいて行われること、二つ目は地方自治体が国から独立した団体に委ねられていること、これが今のいう住民自治と団体自治の基本になっておるわけですね。で、地方自治の目的、私、いつも言うんですが、この地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、ということで福祉の増進を挙げておるわけです。ところが、今のこれ、2016年の自民党案、これは住民の参画を基本として、住民に身近な行政を自主的自立的に、かつ総合的に実施を行うことを旨とすると。二つ目には、住民の属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負うというようにいって、町長の答弁は地方自治の本旨という文句が、無定義で用いられたため、明確化を図る目的であると。町長の受け取り方と私の受け取り方は全く逆です。地方自治の本旨、住民の安全や健康福祉を増進させる、これが本来の目的ですが、福祉の増進というのが全く削除される。そうすれば、23市町がありますが、県も入れたら24。24の自治体がその地域によって、企業を誘致したり、あるいは広島県の大企業、数多くありますけれども、そこに集中するような行政を、デベロッパーですよね、これらも含めて、このやる方向が今は住民が主人公、ここに今、憲法3原則を

言いましたけれども、それを、福祉の増進というのが全く抜けてしまったら、もう企業というんか、大企業、あるいは富裕層、これらが有利なような憲法の改正、地方自治の在り方の問題が変わってくるんですよ。町長が言う、ここの無定義で用いられていた、明確化を図る目的だと、これは明確化になるかも分かりません。これ、企業優先。しかも大企業優先。いつも言うけど、消費税一つ取ってみても、あれだけ社会保障に使うというけれども、7割から8割、法人税の減税に充てられとるじゃないですか。社会保障に回るとるのは国債、国債をどんどん発行しながら社会保障に充てて、企業、ものすごいもうかって、内部留保金が過去最高になつとる。今回のコロナの問題でも内部留保金を使わんでももうかるところはものすごいもうかつとる。こんなやり方に今の憲法の自民党案では、福祉の増進を抜かしたら、住民は高い税金を払って、サービスがなかなか受けられない、こういう状況になってくるんです。町長が言う、地方自治の本旨、私は考え方が逆行する考え方ではないかというように思うんですが、再度、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この憲法改正の自民党草案についての善しあしについては、こちらのほうでは答弁を控えさせていただきたいと思うんですが、もともとここの憲法にありました92条、こちらのほうが地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めると。これがもともとの92条、現行の92条でございます。これに対して、自民党の92条というのは、まずは、先ほど議員のおっしゃられたような地方自治の本旨の定義、そういうものが抜けていたということで、ここに改めて明確化をした上で93条第2項において、現行と同じような地方自治の組織及び運営に関する基本的事項は地方自治の本旨に基づいた法律で定めるというふうな、もともとの条文を全く削除してしまったわけではなく、やはりそこは憲法に定めた上で、地方自治法のほうに、法律のほうに委ねまして、地方自治の福祉の増進というふうなことを定めたものと、自民党の案についてはそういうふうに解釈しておりますので、全く地方自治の本旨が曲げられたとか、そういうものではないというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）説明員だから、総務部長はそうかも分らんが、私は町長にお尋ねしたんですよ。職員に尋ねたんじゃない。なぜかと言うと、何回も言うようなけど、職員は

憲法に基づき、法律に定められた条項の中で、各県の条例、町の条例、これに基づいて仕事をしているんです。私はそれ以上のことを言っているんですよ、今。参議院選挙が7月にあって、多数決を改憲派が取ったら憲法が変えられる。もちろん、平和憲法を、私は守っていきたい、今の憲法を守っていきたいと思いますが、ま、多数決によって決まって、どう向くか分からない。その中に、憲法 92 条の中に、地方自治のことが載っているんです。その地方自治のことを言っているんですよ、私は。それを福祉の増進を外して、削除をして、地方自治を住民の身近な行政にするという、文言をこれを変えようとしている。そしたら、首長、理事者側によって変えることが自由にできるし、判断ができる。今でも広島県はもうさっき言うた保健所の問題もどんどん削りながら、企業優先でファンドを作ってみたり、あるいは農村を潰して大都会へ集中させて住宅を造って、安全対策をしないから、ああいう安佐南の大きな災害が起きた例があるんですね。そうでなくて、各市町が本当に住民の立場でそれを足らなかったら交付税で対応しながら、全国どこでも同じ行政が受けられる、そういう仕組みになつてのものを、これを今の言う、住民の身近な行政、町長のさじかげん一本で、大企業のための政治をするのか、町民のための政治をするのか、分かれてくるんですよ。町民主人公、もう企業が政治献金しながら、政治丸ごと今買っている、そういう行政をやっている。ここにメスを入れん限りは、あるいは町長が自分の所管というか、町長の立場で住民の立場で対応していく、これが町長の仕事なんですね。この問題について、憲法が今変えられようとする、ようとしておるから具体的ではないですが、こうであろうと、あるいはそう思うとか、そう感じるとか、そういう発言しかできんと思うけども、でも、基本的な考え方は、さっきお尋ねしたように、福祉の増進をやめて住民の身近な行政、これ、変えていったら、大変なことになるんじゃないかなと私は感じるんですが、私が間違いなら間違いと言ってくださいよ。もう論戦ですから、議会の中ですから、個人的な感情は抜きにして、思いを言うてもらえりゃいいんです。同和問題でも差別の問題でも、会議の中では幾ら言ってもいいんです。個人的に外で言うから大きな問題になってくるんじゃないけども、会議の中では誹謗中傷をやめて、町長の考え、そうしなければ、議会としての役割、あるいは町長の考え方、これがどうなのかというのが分からなければ、幾ら第4次、5次の総合計画を作っても、絵に描いた餅で、やっていることは遅いかやらないか、どんどん延びて、自分だけ町長の立場でいけばいいという考えを受け取るわけです、私は。合併問題でも、ここにおる中で合併に反対したのはほとんどです。町長だけですよ、賛成だった

のは。町を否定しながら町長になつとる、私はそう思うんですよ。並大抵の戦いではありませんでした。18日間、毎日4台の車を出して、何十万も何百万もつぎ込んで、個人的に戦いをしたんですよ。その中に加わった二、三人の議員も後ろにおりますけれども、検察庁まで引っ張られたんですよ。だから、私は合併しなくて良かった、皆さんもそこおるけども、合併しとったら、ここにおられやせんでしょう。本当に身近な、この暮らし、福祉を守っていく頼りになる町政、町民が町長室へ気軽に行けるようなそういう今の体制でしょう。大きくなったら、政治が遠くなって、町長室、市長室に行かれることは全くないです。私は、だから、職員に聞くんじゃなくて、町長に聞いとるんです。行政の中身を聞いとるんじゃないんですよ。町長、どうなんか、お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、佐中議員の過去の経過を含めて、説明を受けたわけなんです、基本的には議会において民主主義の議決を得ながら施策を行っていく、これは大原則でございますので、それで現在が成り立っている。現在の、要するに町政というのは、やはり過去の先人の方々の町政の成果の中に新たに生まれてると。将来に向けては、この場で議論しながら、いろんな形の町政運営をしていくという考えであります。そこで、健康増進とか町の福祉が、要するに怠っているように聞こえるわけなんです、基本的には今の福祉行政は、基本的にはずっと続けてきている過程の中で、その中にどのようにあるべきかということを議論する状況にあると思います。それで、今回のこの地方自治の本旨というところのこの憲法92条のところ、この部分に関しては、書かれておって中身がないということが大きな問題点なんです。その点は、自民党のほうも草案として書き上げられている。新規事項が結構定義されて、明確になってきているというふうに思いますし、変更はしない点も多々あるということでございます。そういった意味から、やはり、草案を受けて、現実に我々のもとに、どのような形で、結果が来るか分かりませんが、その結果を基に我々は地方自治、地方公共団体じゃなくて地方自治としてこれから運営を行っていくという考え方の下で町政運営をさせていただきたいというところでございます。1点ほど、第5次総合計画に関してのお話ですが、絵に描いた餅のように、今表現されていますが、これは着実に今進めてきておりますし、そこも着実に結果は出てきているというふうに思っておりますので、そこらをしっかりと皆様とともに共有しながら、今後のまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろ考え方があって、分かれるのは当然だと思います。特に、私は共産党の公認の議員ですから、今の政治体制を変えるという立場で質問あるいは活動もしておりますが、憲法の改正よりも憲法理念の実現、今の憲法の下で平和、この実現、実行のための努力、これが今一番いいんじゃないですか。今の自民党は軍事費をどんどん上げて、そして、大企業、もうけるため、中小企業は兵器を造りませんからね、兵器は物を作らないんです。人も壊すが、物も壊す。莫大なお金を使って。私がいつも言っているように、人が人を殺すのは間違いです。目の色が違おうと、肌の色が違おうと。そのお金を、人を助け救う社会をつくっていくのが政治家なんですよ。そうは言うたって、今の状況の下ではそれはできないじゃないかと言われるのは当然だと思う。私もそう思います。しかし、国連やそうした各首長や地方6団体も含めて、やっぱり、そういう企業優先じゃなくて国民優先、憲法にあるんじゃないから、3原則の中に。企業がもうかったら良くなりますよ、いう、三つの矢いうのを安倍さんが出したけども、一つは金融緩和、二つ目には公共事業のそういう、緩和ですよ。三つ目には企業がもうかったら、国民の所得がもうかるように、倍増するよう。ところが、二つは実現しても三つ目はできていない。むしろ格差社会で泣く国民がいっぱいおる。お金を持った人は幾らでもお金を持つような仕組みになっておる。だから、今言う、新資本主義やいう。預貯金したのを投資をさせて、それを循環させようというのが今の岸田内閣のねらいなんですよ。それをデジタルを使って、一人ひとり管理をしていく。まさに、考えてみたら、恐ろしいですよ。確かにデジタルは非常に便利で、もう正確に、データを収集したり、把握をすることができますけれども、非常に危険な目に、条項に合わせたら、そこに関係してくるんですね。私はそれが怖いから、そのことでマイナンバーも全部何にも届けをしております。確定申告もそうです。出さないけん義務もあるが、出さなくてもいい法律もあるんです。だから、それを悪用されるおそれ、漏れるおそれ、もう既にそうあるんですから。平行線になりますから、憲法の問題は、時間もそうありませんので、次に移ります。

コロナの問題で、海田町はこれはもう担当課に聞かんにゃあ分かりにくいと思いますが、ホテル療養の要望というようなのは、実際あるのかないのか。70歳以上は今、さっき言いましたように、1,800近くおるのに、その中で、この間の文教福祉委員会で出されたけれども、4月25日でしたかね、70歳以上、約20パーセントぐらいおりましたけれども、その中で高齢者のホテル療養いうのは実際は把握しておるのかどうかお尋ね

します。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）療養の内訳につきましては、県の保健所が調整しておりますので、町のほうは把握しておりませんが、県が高齢者の方にもしっかりと聴き取りを行って、ホテル療養にするか、若しくは家庭の事情によって自宅療養にするかというのはきめ細かく対応されているというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）もうちょっと具体的に聞きますが、海田町ではホテルの療養は把握していない、分からないというのが、今、答弁で、何かベールにかぶさっておるといのか、隠しているといのか、そんな感じがするんですよ。これで果たして、福祉、保健、本当に血の通った行政ができるんかどうか。議会にそのことが報告できないことが、把握していない現状ではないかというように、私、感じるんですが、どうですか。それ、お尋ねします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）町長答弁の繰返しになりますけれども、療養の調整は県の保健所が役割として業務を行っております。それについて、町が療養がどのくらいあるかというところを把握はしておりません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）把握をしていないのに、多分、50回か60回の本部会議をやっていると思うんですけども、何をどのように対応してどのようにしようとするのか。あるいは、安全・安心のまちづくりで、特にコロナの問題、もう1日、10名近くがカウントされて発表されてますよね。重症なのか軽症なのか、ホテルで処置するのか、全くできないようなことを本部会議でどのようにしてどう対応しようとしているのか。このままだったら、自然発生的にどんどん増えてくる感じがするんですよ。とても安心というように考えられんですが、どう思うか、あるいはどう対応するのかお尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）新型コロナへの対応につきましては、感染症の法律に基づきまして、県の役割、町の役割を担いながら、住民の方に対応させていただいているところでございます。先ほど、議員御指摘の対策本部につきましては、本町が行うべき取組、現在で言いますと、ワクチン接種の対応でありますとか、様々な町内の企業さんへの対応

であるとか、そのようなことを決めております。特に、今、議員御指摘の部分、感染してから状況につきましては、県の保健所において適切に本人さんに寄り添いながら、入院を選択されるのか、それから、入院を勧められるのか、それか、ホテル療養なのかというところを、家庭の状況に応じて、保健所がきめ細かく対応し、感染、この療養が決まってからも日々連絡を取って対応されているところでございます。本町といたしましては、本町における取組をしっかりと行いながら、住民の方々に御不安を与えないように対応を取っているところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）広島県、3月の議会の中で、健康福祉局担当課長はその問題について、ホテルも含めて周知徹底しますという答弁をしておるんですね。けども、今の答弁の中では、周知徹底というのは、私、感じられん。もうざつくばらんで、日々の業務というんか、成り行きに任しとるような感じがするんですが、もちろん、いろんな面で努力しております、ワクチンの問題でも、3回目、4回目を早くというのは、そういう活動というんか、業務は、熱心に、本当に感謝したいぐらいですが、かかった人の対応について、広島県がやる仕事じゃと、広島県の2月、3月議会の中で、この問題については各市町に周知徹底しますと、対応についてですね、答弁をしとるのに、それが全く違うというのはどういうことなのかをお尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほども答弁いたしましたように、ホテル療養でありますとか入院、それから、自宅で療養される方における対応につきましては、保健所のほうで現在取り組んでいただいているところでございます。保健所との連携につきましては、随時、連絡も保健所のほうとも必要に応じて連絡を取り合ったりしております。また、本町におきましては、町内の児童福祉施設でありますとか、高齢者の施設等の感染が発生した場合においては、感染対策のグッズ等、衛生用品の手配等も本町のほうで仲介いたしまして対応したりしておりますので、県とも連携いたしまして、ホテル療養の方、それぞれの方への対応を、本町の取組の中で行っているところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）何か分かったような分からんような答弁ですけども、もう少し具体的にお尋ねします。保健センターの職員は平成24年、10年前、正職員が8名、嘱託員が1名、臨時職員1名週15時間、で、合計10名の職員というように記憶をしております。

今、配席表を数えてみると計 15 名になっております。6 月の広報、今、ここ持って来ましたが、この中の 9 ページに、あなたの地区の保健師、4 小学校区分けて 9 名が保健師とありますが、まず一つ目に聞きたいのは、全員が正職員ですか、どうですか。保健師 9 名、名前まで挙げてあるんですね、9 ページ。正職員なのかどうか。まず、それをお尋ねします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらの広報に出ております地区担当制の保健師の名簿につきましては、正職員のみならず会計年度の職員も入っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15 番（佐中）それじゃあ、お尋ねします。正職員は何名、嘱託員は何名、臨時職員、今言う会計年度任用職員、それから純然たる再任用職員、委託職員、これは何名ずつおられるのか。特に 9 名の身分はどうなっておるのか。8 時半から 5 時 15 分までの勤務時間で、この 9 名が当たっているのかどうかそれをお尋ねします。

○議長（桑原）分かる範囲内で結構ですから、分からなければ分からないで。保健センター所長。

○保健センター所長（森原）そちらの中に書いております保健師は、時間が 9 時から 4 時の者もおりますし、フルで働いているものもそれぞれ入っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15 番（佐中）いや、これで、広報に 9 名出して、今の 9 ページにあるような、これで真っ当な職務というか、これが町民に対して命を守る、健康を守る、そういう体制になっているのかどうか。この 9 名、もちろん、センター長がおって、いろいろ事務的な問題もあつたら方針も出したり、あるいは本文を作ったりしておりますが、直接行って、保健師がですね、本当に支えてあげる、心身ともに。これが十分なとるかどうか、広報に 9 名出しとるけども、それが本当に身近な役割になつとるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現在、保健師の配置につきましては、保健センター以外にも障がいや生活保護の方への対応として、社会福祉課に常勤 1 名、子どもさんへの対応については、こども課に 1 名、ひまわりプラザには 3 名、地域包括支援センターには 1 名、保健センターに地区担当の 9 名に加えて 2 名で 11 名、合計ですと 17 名の保健師を常勤、それから、会計年度を含めまして雇用している状況でございます。議員御指摘いた

だいた、今回、広報にも周知させていただいた地区担当保健師につきましては、この地区担当と、各所属、配置している保健師等が連携を取りながら、それぞれの御家庭の状況に応じた対応をしているところでございます。特に、地区担当保健師についてはお子様から高齢者まで、年齢を問わず対応させていただいております。また、先日、民生委員さんとも会議をさせていただいて、地域の困りごと等をしっかりと情報収集して対応しているところでございます。2年目になっておりますが、しっかりと地域の皆様に知っていただけるように今回広報に出させていただきます。これからもその取組をしっかりと進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）保健師の問題、今、合計で17名、本当に今のコロナが毎日10名近く増えて、1,800、もう盆までには2,000になるかも知れません。これで本当に対応ができるのかどうか、改善をする必要があるのではないかと。保健師に対する身分保障、嘱託であったり、採用、任期採用の分よね、さっき、任用の問題、本当にやる気があるのかどうか、教育と福祉は人が作るんですよ。ところが、身分が保障してなかったら、いいかげんなことしかできんはず。私はそこを心配するんです。それはどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）町の常勤職員、会計年度任用職員問わず、保健師につきましては、例えば特殊勤務に就かれた場合につきましては特殊勤務手当等を出すようにしておりますし、そこら辺の処遇につきましては適切に規定に沿ってやっておるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）時間の配分があるので、この問題はまたの機会で作らせていただきます。

次に、子どもの医療費の助成についてお尋ねをいたしますが、町長は全国的にどこでも同じようなそういう行政、あるいはサービスを受ける、医療を受ける機関と、何か他力本願のような気がするんですが、広島県のずっと調べてみて、さっき、表を出したとおりなんです。私は中学校を卒業するまで、通院とも入院とも年齢を引き上げる提案、これ、なぜできないのか。広島県内で海田町はもう僅かなほうですよ、低いほうですよ、これを見ると。23市町があるが、全自治体が高校を卒業するまでは6自治体、通院は、私の調査では、小学校3年生が広島市のみ、なっとるんかどうかわかりません。小学校

を卒業するまでが 21、中学校を卒業するまでが 13、高校を卒業するまでが 6 自治体あります。他県や他の市町村から海田町に転入したら、医療費が違うのでびっくりしたと。町はどのようにお考えですか。先ほど、町長はどこでも同じような、子どもの問題についてサービスが受けれる、差がないように努力したいという、そういう答弁がありましたが、実際、医療費のそういう助成については県内で遅れた部分で、後追い後追いばかりしとるような感じがするんですが、それはどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 通院の対象者の引上げですけども、今年の 1 月から、3 学年引き上げましたので、まずは令和 4 年度の通年の医療費の動向、また子育て世帯全体の中で、また見直し等を考えた上で総合的に判断したいと考えております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15 番（佐中） これも 3 月の広島県の県議会の答弁と同じことを言っている。それを見て、町長が答弁されたのかしらんが、広島県の健康福祉局長は 3 月の県議会で、全国や県内一律に医療費助成制度の創設を引き続き関係機関に働きかけますと答弁をして、早急にコロナ禍や今の医療費の格差の解消に取り組むことを最優先しますという答弁をしてるんですね。町長が言う、その全国レベル。全国レベルも、どう言うんかね、遅れとるというのが私の指摘なんです。町長、そう感じてないですか。行政のほうは、議会に出された、あるいは町長が提案したのを、議会が決めて、それを執行するだけが業務の職員に、今説明を受けて、説明員でおるわけです。私が言うのは、一般質問を、私が町長になった気持ちで町長にこうやってほしい、ああやってほしいという提案をしているわけですが、町長、どう思うんですか。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 第 1 答弁で申し上げましたように、まず、全国一律、言い換えればですね、この医療制度においては国がやはりそういった病気に対する均等なシステムを作り上げる、そういうのが基本だというふうに思って、町村会を通して国への要望を働きかけております。今、佐中議員の御指摘のように、各市町の競争が見え隠れしているというところだと。そこで、そのサービスの違いをと言われている状況にあると思います。そういった意味はやはり町の行政の在り方は、いろんな地域条件、いろんなことを勘案しながら、いろんな要素を含めてまちづくりを進めておられる中に動いている。その中にサービスが基本的に地方自治の中で進める話と、国がそのサービスを担う話と、それ

を混同しながらやってしまうと、今のように地方自治体間の競争になってしまって、いろんな批判を受ける、又はサービスの低下に陥ってしまうということが起きるんだというふうに思います。そういった意味から、本町においてもそこは慎重にしながら、今年の令和4年1月の時点で、小学6年までの医療助成を拡大して、その中で全体の動きをちゃんと分析しながら、サービスの分配も含めていろんなことを考慮しながら、総合的に判断していかないといけない状況が、本町の現状でございます。しかしながら、最後にもう一度申し上げますが、基本的には医療に関することは、国が一括してやるべき話ということをこれまでも繰返し答弁をさせていただいております。これに関しては、我々の町としても当然進める話でございますし、関係機関との協力を得ながら、いろんな要望は常に進めてまいりたいというふうに思います。現状で、今できる話を、今、この令和4年1月の6年生までの動きをさせていただいている。その中で、また判断を、分析結果に基づく判断、言い換えればPDCAを回しながら、次の事業を行っていく。この事業は、もう一度繰返しますが、いろんな事業がございますので、そういった総合的な事業の判断の中で、どのサービスをチョイスしていくかというのは、一番我々も苦慮しているところなんです。それを議員さんの御指摘も踏まえて、今後はいろんな形の多角的な視点に基づいて、そのサービスの在り方をしっかり勉強してまいりたいと思いますので、先ほど、佐中議員の御指摘のところもしっかりと踏まえながら、今後の具体的施策をしっかりと考えていきたいというふうに思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）子どもの医療費について、町長、後ろ向きじゃ。これずっと調べてみると、令和2年4月1日現在、全国で1,741市町村、その中で高校3年生まで、これが約799、45.9パーセント、約4.6割がこの無料化を進めてきておる。これは入院。中学校3年生まで895、51.4パーセントが入院、中学校3年生まで。小学校6年生までが39、2.2パーセント、就学前までが3、0.2パーセント、入院でそういう結果になっておる。もう全国的にはかなり大きなところまで広がってきておる。通院については、高校3年生まで、1,741の市町村の中で733、42.0、中学校3年生までは873、50.1、小学校6年生までが66、3.7、それから、就学まで56、3.2、このように過半数を超したところが対応しとる。広島県内でも遅れて、去年やったのに、今年の1月1日から慌てたようにして、中学校、小学校6年生までというようになっておる。よそはどんどん進んどる。安芸郡で遅れとるのは熊野です。あとは進んどる。これも所得制限があつたりなかった

りするけども、所得制限がないのは、全国 1,741 の中で 1,499、所得制限がないんです。

もっと前向きに考えなければならない問題ではないかというように、私は思うんですが、町長の見解、もう行政は決めたことしかできんのですから、説明員は。政治家の町長、副町長、これらが判断をせないかん。町長、どう思うんですか、お尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この子ども医療費につきましては、現在、広島県の助成制度を活用しながら、本町の小学校 6 年生までの乳児医療の助成をしております。県制度では、就学前まで、それから所得制限がかかっている状況です。広島県の状況と全国の状況では、やはり県によってかなりのばらつきがあるというところで、広島県においても国の責任においてというところで、国に要望もされている状況でございます。本町といたしましては、町長答弁もございましたように、現在、他の制度としっかりと整合を取りながら、対策を進めているところです。これを拡大することになりますと、一般財源をかなり支出することになります。そうなりますと、やはり他の制度との事業の見直しも必要になってまいりますので、子育て支援策全体の中で総合的に判断したいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15 番（佐中）しつこいようですが、なぜ積極的に子どもの医療費、サービス向上のために努力しないのか。私、一覧表でずっと調べてみたら、海田町、遅れた部分の中の一つで、後追い後追いばかりです。当面、早く中学校 3 年生まで入通院、これが私、提案するんですが、それ、できんですか。できる考えは持たんのですか。どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）まずはこの 1 月から 6 年生までに拡大したところでございます。しっかりとその状況を分析をしていきたいと考えております。ただ、先ほども申しましたように、一般財源を必要とする事業になりますので、他の制度、他の保育事業であるとか、ネウボラ事業、様々な制度をしっかりと総合的に判断しながら考えていきたいと思っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15 番（佐中）総合的に考える、まだ検討しなければならない、そういうように受け取るんですね。もう即やるべきだというように私考えるんです。なぜかという、もう既

に、各市町がやっている、遅れとるんです、海田町は。だから、転勤をしてきたり、あるいは住居を海田町に移したり、広島市から来たらしいところもあるけども、それ以外の各市町から来ると、非常に遅れとるんです。なぜかということがあります。答弁を求めます。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）本町の子どもの医療費の取組が遅れているという御指摘ではございますが、子どもの医療費につきましては、子育てしやすいまちづくりを推進するために事業を実施しているところでございます。この事業以外にも、保育事業、ネウボラ事業等様々な施策を取り組みながら、本町としては推進させていただいております。繰返しの答弁になりますが、子育て施策全体の中で総合的に判断してまいります。

○15番（佐中）終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は11時15分。

~~~~~○~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。大きく1点だけお願いいたします。デジタル化に関して。議会へのタブレット端末の導入について。今年3月、熊野町では町議会と町は議会議員向けタブレット端末を導入する方針を決定したと書いてありました。タブレット端末導入のメリットとして、定例会や常任委員会等が開催される度に行われた膨大な紙資料の印刷、とじ込み、配布、差し替え作業等が容易にできることや資料のデジタル化により収納スペースの確保、検索機能による迅速な閲覧、文字の拡大が可能になる等が挙げられる。本町においてもICT活用の推進と議会資料のペーパーレス化を図るため、タブレット端末を導入してはどうか。海田町のデジタル化について。総務省は自治体のデジタル化を推進するために、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を令和2年度12月に策定した。その中で、自治体におけるDX推進の意義として、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげることなどが挙げられている。本町では、昨年度、デ

デジタル推進課を新設し、自治体D Xを推進している。町のデジタル化推進では、総合申請システムの導入による来庁者サービスの向上と来庁の不要化が挙げられているが、マイナンバーカードの利用とセットになっているものも多い。しかし、本町のマイナンバーカード取得率は、本年3月1日現在で46.5パーセントと、人口の半数にも満たない。こうした状況の中で、デジタル化の推進により住民の利便性や行政サービスなどがどのように向上していくのか、将来の姿が想像できない。また、全国的にデジタル人材が不足している中で、人材の確保・育成も重要な課題である。住民に対しての町のデジタル化構想やデジタル化を推進する具体的なメリットを、もう少し丁寧に説明すべきと思うが、今後、どのように取り組むつもりか。人手不足に悩む町内事業者への支援。人手不足は事業者にとって、解決の厳しい問題で、業種・業態に区別なく、あらゆる組織で人材難が慢性化している。中でも、建設業界と介護・福祉業界の人材不足は著しい。介護・福祉業界については、少子高齢化の打撃を直接受けており、利用者の増加に対して専門的なスキルを要する人材が圧倒的に不足している。サービスの低下が懸念される。また、建設業界についても、現場で働く職人・管理監督者の両方が慢性的に不足しており、技術者不足を理由にした入札不調が続いている。事業者が人手不足へ対応するためには、職場環境の改善や採用・人材育成など、様々なことが考えられるが、ITを活用した業務の効率化を図ることが最も重要である。既存業者を見直し、更なる効率化を目指していくためには、ITの積極的な活用を図り、業務フローの中で自動化・システム化を進めることは重要である。デジタル技術を活用した遠隔管理システム、ロボット、ソフトウェアの利用、専門業者への委託などがある。こうしたITを活用して生産性の向上に取り組む町内業者に対して、町として支援できる補助制度を創設してはどうか。以上、お願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 崎本議員の質問に答弁いたします。デジタル化に関しての質問でございますが、1点目については、議員御指摘のとおり、タブレット端末の導入によりペーパーレス化による紙資料の削減や印刷・配布に係る職員の作業量の削減が図られるものと考えております。既に、議会資料などの作成に関しては、全てパソコンを利用しており、電子化ができていることから、議員の皆様の意見を伺いながら、執行部としても対応してまいりたいと考えております。2点目については、本町のデジタル化につきまして、来庁者に対するサービスの向上として、総合申請システムの導入による窓口の申請書記

入などの省力化やキャッシュレス決済による支払いの選択肢の増加、また、来庁の不要化によるサービスの向上として、コンビニで取得可能な証明書の増加やオンライン申請の拡充による、来庁しなくても手続きできる環境の整備など、利便性の向上に取り組んでいくとともに、住民の皆様には分かりやすく事業内容やメリットについて広報やホームページなどにより周知してまいりたいと考えております。3点目の人材不足に悩む町内業者への支援についての質問でございますが、IT導入補助については業務の効率化を図り、生産性向上に取り組む企業に対し、ソフトウェア、ハードウェアの導入に幅広く対応した国のIT導入補助金制度があり、制度について、町ホームページ等で周知を行っております。町としては、まずは国の補助制度の周知に努めるところではございますが、IT導入に関する事業者からの相談に応じる際や広島安芸商工会との会議などで、必要な要望を把握し、海田町の規模感に合った効果のあるIT化の支援について調査研究をしてまいりたいと思います。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 答弁は粋な答弁で大変あれですが、総務省も令和2年度に住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ、市町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいとここに書かれておりますがね。それにおいて、実際に取り組む施策等で、六つの重点取組事項が掲げられておりますよね。1点目は自治体情報システム標準化・共通化、2点目はマイナンバーカードの普及、3点目は行政手続のオンライン化、4点目がAI・RPAの利用推進、5点目がデジタルワークの推進など書いてありますが、これに対して海田町は令和3年までにどのような対策を取られたか、お伺いいたします。

○議長（桑原） デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野） 議員御指摘の計画的な取組についてでございますが、まず1点目のDXを推進するための組織体制の在り方につきましては、デジタル推進課を創設し、組織体制の在り方を策定しております。外部人材登用に当たっての検討事項、手法につきましては、広島県と広島県内の23市町で構成する広島県市町情報人材研究会において、これらの人材の確保や規制方法について検討しているところでございます。自治体情報システムの標準化等につきましては、こちらはベンダーさんと共同しまして、現在、標準化について検討を行っておるところでございます。行政手続きのオンライン化に伴うものにつきましては、電子申請などについて検討のほうを行っております。5点

目のＡＩ・ＲＰＡ導入につきましては、虐待防止等のＡＩ活用について検討のほうを行っており、テレワーク導入につきましては、今年度、テレワークシステムの導入の予算をつけていただいているところでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○１３番（崎本） 今、説明の中で、広島県デジタルアクションプランというのが出ています、広島県と共有してと説明がありましたが、令和３年の８月に、広島県はこういうことを言っておられるわけよ。それがデータ化人材の育成についてもここには挙げられておりますが、県及び市町村の職員向けの研修の実施、県及び市町村職員対象に日常業務のデータを活用するために必要な知識、習慣を身に付けるための研修等を実施してくださいと、こういうことを言われておりますが、令和３年に海田町はどのようなことをやられて、前向きに推進されたかをちょっとお伺いします。

○議長（桑原） デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野） 令和３年度におきましては、先ほど申しましたとおり、広島県市町情報人材研究会において、人材の確保、育成方法について、４回ほど検討のほうを行っておりまして、そちらの中で職員のスキルアップでありますとか、市町間の横の連携が行える枠組みなどについて検討のほうを行っているところでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○１３番（崎本） 行っておられるのはいいんですが、ここには研修会の実施、オール広島で優秀な人材を確保、育成するなど、いろいろ定期的に意見交換を行い、市町村を支援するという書いてありますが、県との研修会でこういう人材確保、その手法やキャリアパスなどについて意見交換を何回ぐらいやられたか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（桑原） デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野） 実際的なキャリアパスの研修等のほうはまだ行われてないような状況ではございますが、広島県さんや周辺市町さんと合同で職員のスキルアップやデジタル人材を数団体でシェアする仕組み等につきまして、現在、検討しているところでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○１３番（崎本） 令和３年の広島県のこれ、資料ですよ。その中でやったら、どの程度の成果があったかをここに書いてありますがね。やっぱり、こういうことは早くやって、その成果を上げな、今から大切なことなんじゃからね。国もそうしなさいと、総務省が

年度計画を立ててやっておられます。だから、これに対してもっと積極的な、もう令和4年じゃから、令和4年度には積極的な体制でやっていかれるかどうか。もう4年に入っています。今、3年言われましたが、3年は成果がなかったような体制じゃからね、4年はどのようにされていくか、今度、4年のことをちょっとこの件に関してお伺いいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）昨年度から県と県内市町との研究会を実施して、繰返ししながらどうやって人材を確保していくか、どうやってデジタルの研修をしていくかということを研究してまいっているところでございますが、まだ結論のほうが出ておりません。ただ、このまま放っておくと、広島県も全国的に遅れてしまうということは懸念されますので、積極的にそこは県とともに話をしまして、早期にどういったことがいいのかという結論を県とともに勉強して、結論を出していきたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）国の総務省から率先してやれと、私、昨日、総務省のあれしましたがね、やっぱり、自治体も遅れたらいけないと、積極的にやってくださいということでしたがね、やっぱり、国がやれ言うたら、県もやっておりますから、海田町も負けずと人材育成、あるいはそれに対して積極的な体制でやらにゃいけんと思います。ここに書いてありますが、次、光ファイバー等の整備についてですよね、海田町は今どのぐらい進んでおりますか。ちょっとそれをお伺いいたします。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）申し訳ありません。普及率等につきましては、現在、把握しておりませんが、基本的に本町においては、ここ、多くのところで、光ファイバーの環境が整っているものと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）というのが、今の総務省や県から言うたら、令和3年度末まではできるだけ早く完成せよという通達いうか、出てますよ。だから、私は海田町ではどのように進んでいるか、ちょっと聞いたような次第でございますが、やっぱり、総務省も県もそういうふうになさいということやったら、3年度末までに対応するようにということやったら、やっぱり、そのような体制でやって、今どのぐらいできているかというのはすぐ分かるようにしなければいけないと思いますが、その点についてどう思われます

か。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）把握してないことにつきましては、ちょっとこちらのほうがそこまで調べてなかったということで申し訳ないんですが、ただ、光ファイバーケーブルにつきましては、民間事業者が町内、又は県内も含めてですが、ファイバー網を敷設しているものと考えておりますので、そういったとこで、民間のほうに早く敷設していただくよという要望というのはできるかと考えておりますので、そちらのほうで対応してまいりたいと思います。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）令和3年度中にしなければいけないことじゃがね。ほいじゃが、今後の取組について総務省や何じゃかんじゃ、やっぱり、必要とされる情報システム、人材等の確保をするための仕組み等をここに挙げておられますが、育成とかね。海田町は今後どのような取組で、こういう在り方というもんを検討されるつもりですか、令和4年度は。それをちょっと伺ってみたいと思います。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）答弁、繰返しになるかもしれませんが、県と県内市町におきまして、デジタル人材の育成、職員教育、そういったものと人材の確保、そういったものを研究しておりますので、そちらのほうで今年度につきまして、なるべく早く目的を達成できるよう研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）それで、これは県かの、広島県が主体でデジタル・トランスフォーメーションとデータ活用の基礎を分かりやすく学べる研修会を今やっておられますが、海田町からはこれに参加する意欲いうか、計画はありますか。ちょっと聞いてみます。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）議員御指摘のものにつきましては、広島県さんが行われているデジタルのオンラインの研究会であろうかなと思うんですが、昨年度におきましては、本町においてデジタル推進課の職員が1名参加しております。今後につきましてはデジタル推進課だけではなく、他の部署においてもデジタル化は、議員御指摘のとおり、大変重要なことだと考えておりまして、参加できるように周知のほうを行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） ここで、広島県が開催すると書いてあるのは、なるべく多くの人に参加してもらいたいと、時間はかかるんじゃないかの。ほいじゃから、海田町でも職員の方が行けるんじゃないたら、なるべく勉強して研修会に参加して、より高い知識を身に付けて、町民の皆さんに役立つようにやっぱりやってもらいたいと思いますが。それと、もうあれですからね、これをやっておきますが、DX推進事業者に補助ということで、尾道は令和4年度に補助事業というものをやられておりますが、海田町も率先して、こういう補助事業に参加して、やっぱり、IT化の住民のサービスの向上とか、住民に対して来庁の不要について、もうちょっと深く考えて、いち早くできるよう考えて、こういうことを推進していかなければいけないと思いますが、そのことについてどのように考えですか。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本） 事業者に対するIT関係の補助の御質問だと思いますけども、町長答弁にもございましたように、まず国がITパートナー等をつけた幅広い制度をつけておりますので、まずはそこら辺を周知したい。ただ、その上で海田町ができる規模感の合ったIT化の補助があるかどうか、そういったものを商工会との会議や通常の業務での事業者からの相談に応じて、今後も調査研究のほうをさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） そういうことは、こういうことがありますから、是非ともこういうことを利用してくださいと、やっぱり、これはPRするのも一つの方法で、これは、国、総務省が率先してやりなさいと言われることじゃから、そのためには補助もやりますよと、昨日、総務省からもありましたから、やっぱり、国が決めてそれだけやるんだったら、そんだけの補助は出しますという、国からのあれもありますので、海田町が良くなるためだったら、やっぱり率先してこういうことをやらなければいけないと思いますが、その点について、町長、どうですか。町長、こういうIT化についてはなかなか積極的に今まで、私は、町長は町会議員のときにもIT化については積極的にやられた覚えがありますが、それについて町長どのように考えるか、町長、答弁をお願いします。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 今、議員御指摘のところは、総務省も含めて、そういった制度の在り方と

同時に補助制度も設けられております。そういったところは、今、現実には、先ほど第1答弁でも申し上げましたように、実際には広報活動もしているところでございます。それをもう少し深掘りするという意味のところは、私としても積極的にそのITの導入に関しては進めていく必要があると考えておりますし、まずは、そういったITをやるためには、一番大事なのは、まずデータをきちっと整理しながら、データベースをきちっと作った上でITを活用していき、それらからでき上がったものをいかにこう確保しながら、住民さんにサービスが提供できるかというのが一番大きなところなんです。そこを目指して今は動いているところでございますので、アナログからデジタルへの変換も今作業も随分進んできておると思います。議員の方々もそういった意味で、資料もそういった形で整理されてきていますので、そこらに向けての先ほどの答弁でもありますように、しっかりと積極的に導入を図っていきたいというふうに考えております。最後に、先ほどの補助の関係ですが、しっかりとその補助制度を国にあがってですね、発見しながら、それらを住民の方々、事業者の方々にしっかりと反映できるような形のを情報提供を進めていきたいというふうに思います。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 今の町長の答弁にもありましたように、町長も積極的にやっていかれるという答弁でございますので、町の職員も皆様の質の向上を目指して、やっぱりこういうことは率先的に勉強して、前へ前へとやってもらいたいと思いますが、それについて、総務部長、どうですか。最後をお願いいたします。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） やはり、町職員としても住民の皆様にサービスの向上を図っていくためには、職員のデジタルに対する考え方というのをも改めて教育して、使えるようにしていかなければならないと思っております。研修のほうをしっかりと、デジタル化に努めてまいりたいと考えております。

○13番（崎本） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原） 暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。7番、兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。本日は3点質問いたします。

こども議会について。過去のこども議員たちが提出した一般質問のその後を調査しました。その結果、議場では調査する、研究するという町長答弁が何年経っても放置されていました。その場しのぎの答弁になっている状況です。数年かけて検証するのであれば、どのようにフィードバックして、どのような研究結果をどう公開していくのか。また、今年度の開催方法についてお尋ねいたします。

大きく2点目、W i - F i についてです。町内のほぼ全域に光通信回線が整備されています。この整備の一環として、観光人口、関係人口の向上を図るため、町内の利便性や避難所の開設にあたる施設にW i - F i、公衆無線ですね、公衆無線L A Nを設置して、無料で使えるようにしてはどうでしょうか。お尋ねいたします。

大きく3点目、安芸消防署についてです。安芸消防署、今、海田町、現海田町の移転先が海田中学校のプールの跡地に定まったようですが、教育現場に対する騒音問題などが懸念されています。この移転先を検討する運営協議会に、海田町を代表して西田町長と桑原議長が参加されていました。プール跡地になった経緯について、桑原議長は海田町以外の移転候補地も挙がる中、何とか海田町内に防災拠点をとどめたかったと述べられていました。しかし、西田町長については、運営協議会には参加していたものの、議長をしていたという理由で町を代表した発言をしていないことが分かりました。町内防災イベントには積極的に参加されているんですが、現在、海田町にある消防署の移転という海田町民の防災環境を大きく変えるかもしれない事柄について、首長として何も意見がないというのはどういうことなのでしょう。議長をしていたから意見を発言しなかったと言われていましたが、逃げ口上だったのでしょうか。また、このようなおかしい規約があるのか。このままだと海田町長としての意思表示はないまま、消防署の移転が定まっていることになります。弁解ですが問います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問の1点目の今年のこども議会の開催方法については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。

まず、こども議会についての質問でございますが、こども議会は、町としてまちづくりや政治的教養と参加意識の高揚をだんだんと養いつくる実践的教育として実施した

ものでございます。子どもたちの発想の中で町の施策等の参考になるものについては積極的に取り組んでまいります。

続きまして、W i - F i についての質問でございますが、避難所における通信手段の確保や平常時には観光、その他幅広く活用も可能なことから、公共施設への公衆無線 L A N の整備についてモデル施設を選定し、試験運用をしております。

続きまして、安芸消防署についての質問でございますが、先日開催された災害防止対策等調査特別委員会の中においても御説明させていただいたところでございますが、安芸地区消防運営協議会では会長を務めさせていただいており、協議会の進行上、恣意的な意見は控えさせていただきました。私としても 1 市 3 町の首長や議長などで構成される協議会の意見を尊重しつつ、どうすれば住民の皆様の安全・安心が担保できるかなど、思いを持って安芸消防署の移転事業に取り組んでいるところでございます。

それでは、1 点目の今年のこども議会の開催方法については教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）兼山議員の質問に答弁いたします。こども議会の開催方法についての質問でございますが、3 月定例会での議員の御指摘を踏まえまして検討いたしましたが、各学校で教育課程に位置付けて取り組み、こども議員のみならず全児童生徒がふるさと海田を再発見し、より良いまちづくりという意識の涵養を図るとともに、行政の仕組みや議会の役割に関心を持たせるということこども議会本来の目的を考えてみますと、本会議場で児童生徒が実際に体験することに意義があると考えております。なお、こども議員以外の児童生徒に対しては、議会の様子をオンライン配信することで、事後の学習を行うこととしております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7 番（兼山）それでは W i - F i のことの再質問をさせていただきます。答弁を読みました。試験運用をしておりますということを書いておりますので、今後、それに向かって取り組んでいくんでしょうが、先ほどの崎本議員の一般質問で、光ファイバー通信の網羅という話が出ましたが、これ、以前ちょっと宗像議員からも聞いたことがあるんですけど、海田町もう 30 年ぐらいからもう全域を網羅しているんですね。そして、私、今回、これを入れさせていただいたのは、以前も富永議員がこういう質問をされていまして、検討で検討でようやくデジタル推進課というのが創設されて、2 年目なので、な

ぜしないのかなというふうに、今回、満を持して出させていただいたんですが、いつ頃、試験運用してまいりますということによろしいのでしょうか。

○議長（桑原）デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野）W i - F i の使用開始時期につきましては、今年度中の開始を予定しております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）今年も6月で、7月5日、6日、皆さんの御記憶もあるとおり、災害が起こったわけでございます。そのときに、やっぱり私、住民の皆さん、被災されている方に聞いていた内容の一つがここなんです。ですので、これはここで言わせていただくことをちょっとお許しいただきたいんですが、住民の皆さんは避難されるということで、やっぱり困っていることがたくさん出ると思うんですね。思うというか、出るんです。その一つがこのW i - F i の関係がありますね。それによって、いろんな情報を知りたいのに、その通信網が遮断され、このW i - F i の環境が整っていないから見れないという、こういう問題がありますので、是非、今後災害が起こって避難が起こる、避難場所を開設する場合に、余裕ができるぐらいの気持ちで、いろんな避難された方に対して不具合はないですかとか、困ったことはないですかという話を是非していただきたい。そうすることによって、次回もまた災害が起こることに対してフォローができて、いい災害のフォローのできる町だということになりますので、これはW i - F i の一環として是非それを考えていただきたい。そういったことを考えていただけますでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）やはり、より多くの町民の皆様方に避難していただきたいという町のほうも思いがございますので、なるべく住民の皆様の要望に沿えるように、避難所が、快適といったらあれですけど、できるだけ多くの皆さんに避難していただけるような環境を整えてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）続きまして、こども議会についての再質問をさせていただきます。教育長の答弁を読ませていただいた中で、一言で言うならば、こども議会についての目的とか、そういった事業の意義をそのとおりされている、これ間違いないんですが、この度私が質問に入れさせていただいた趣旨は、平成28年から開催されたこども議会のこども議員さんの資料を全部読んで、もう1回見たんです。そうしましたら、すごく、本当に子ど

もさんだからかもしれないんですが、真っすぐな意見をいただいて、子ども目線かもしれないんですが、本当によく見ているなと思ひまして、非常に感心した次第なんです。もちろん、28年度から始まったこども議会で、こども議員が質問されて、提言したり、提案したりしているんですけど、そこにどう答えているのかなというところの今回の質問なんです。もっと簡単に言いましたら、この度4月26日にいただいたこども議会の案内の裏に、私、着目したんですが、こども議会説明会がありまして、リハーサルがあって、始まって、あと議員さんとの懇談があって、学校でそのように落とし込みをかけるんですけど、ここまでは学習機会なんですけど、ちょっと私の中では、残念ながら、町のほうの改善とか、そういったところが白紙になっているので、ここが大事じゃないかということで質問させていただきました。例えば、一例を申し上げてみますと、ある一例ですよ。私、コロナ関係で日浦山に登ることがちょっと多くなりまして、1人で、2か月に一遍ぐらいは登るようにしています。登るきっかけもあったんです。こども議員がその日浦山のことを言われてまして、それをきっかけに登ってみたんですけど、地獄岩って御存じですよ。ここ、岩が見えますよね。Bルートから上がっていてもいいんですけど、Bルート、ここから上がって行って登れるんですよ、案内どおり。本当に親切に、森の、町づくりの交付金なんか使ってやっているんですけど、下りるときなんです。下りるときに間違えるんですよ。登るときは分からないんですけど、下りるときに間違える。それをこども議員が質問で出しているんです。私は秋からずっと登るようにしてて、本当にそこを間違える。また、冬も登る、春も登る、やっぱりそこ改善されてないんで、いつ改善するのかなというところですね。もっと言うと、これ、この前、久留島議員と話をしていたんですけど、345.9メートル登って、下りるところで一発目から間違えますね。よく間違えるらしいですよ、これ。登ったとこと違うところへ行って、成本のほうへ行くみたいな感じあったりするんです。だから、そういったところも細々したところも含めて、このこども議員が質問したことをどのように酌んで、どうフィードバックしてるのかなというところで質問したんですが、ある一例についてですけど、このことについてはどのようにされるのかな、お答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま具体的な箇所の御指摘がございましたので、私のほうから御答弁させていただきます。日浦山の間違いやすいという御指摘が確かにこども議会のほうでありました。それについては、速やかに、その前ぐらいに実際に議会の前に山の

会のボランティアの方に御協力いただきながら、設置はしました。ただ、今御指摘のように、そういった間違えやすい箇所が今でもあるということであれば、これはまた速やかに対応して、改善を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）今、こども議員の一例を挙げて、私も趣味というか、健康も含めて上がって行って、改善がない。私だけじゃなかったんです、やっぱり。いろんな方が迷うということで。今、ソロというか1人で歩く、上がる人多いんですよ。コロナ関係がありましてね。だから、そういう方に対して迷いますよって、去年、ちょうどこども議員が言っているんですよ。だから、やっているというのはやっているんでしょうけど、やっぱり迷っているということは、結果論からすると、それは、やってないに等しい。です。で、これは是非、要するに、皆さんの前で言うのは失礼ですけども、もっと耳を傾けて、聞くだけじゃなしに、私、いつも傾聴力をもうちょっと養っていただきたい。聞くだけじゃなしに、傾けて、これでいいのかということをもう1回、PDCAじゃないですけど、やっていただきたいですね。一例ですよ、これ。ただ、やっていることもあるんですよ。自転車ネットワークの標識なんかでも、自転車危ないからということで書いていること、これはもちろん出しています。だから、そういったことをどのようにちょっとフィードバックするのか、今ここでやりますと言うんですけど、こども議員さん、聞いてないかもしれないし、広報も見てないかもしれないんですけど、私たちは任期4年あるので、その中で絶対にこれをやっていこうといったら何回でも提案して、4年のうちにできればということはあるんですけど、こども議員さんは1回きりですのでね。ただ、1回きりだからこそ、ものすごい目線で見えていますので、どのようにフィードバックされるか、もう一度お答えいただけますでしょうか。もちろん今の山のことも含めてですよ。まず、そこから。すぐ早急にやっていただけますか。山のほう、まず、じゃあ、やっていただけますでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ちょっと補足説明をさせていただくんですが、こども議会のときに、実際に設置をしましたと、これは答弁させていただいております、そのことについてはこども議会の皆さんも御承知かと思えます。ただ、今御指摘もございましたように、やはり分かりにくいという実態があるということは真摯に受け止めて、今後、山の会の方々とも協力して、連携してその改善に早期に努めてまいりたい、このように考えてお

ります。

○議長（桑原）ほかにないですか。いやいや、今の話だけじゃない。教育長。

○教育長（佐々木）第1答弁で答弁させていただいたように、こども議会の本来の目的は、先ほど申し上げたとおりです。内容についてそれを施策として実現するかどうか、また別問題でして、子どもは子どもですから、それは純粹で、それは受け止めなければいけません、それがまたできるかどうかというのはまた別問題ですから、今、議員おっしゃる、例えば日浦山の案内、そういったものについてできるものであれば、これはいい案だということで、我々で検討してそれを進めていけばいいと思うんですけど、出されたものに対して全て応えなければいけないというのは、ちょっとこども議会の目的を外すものでありますから、そこはこちらでよく考えてやっていきたいと思っておりますけど、返すことについては何らかの形で返していきたいと思っております。ただ、こども議員はあくまで代表であって、このテーマを考えてくれているのは学級であり、学校なんですね。ですから、全体的に以前にこういう質問があって、こういうことが行われるようになりましたというような広報は私どものほうでやっていきたいと思っております。あくまでこども議会の本来の目的というのを達成しながらの話にさせてください。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）今のお話を聞いて、もちろん、一例ですね、これ、一例でさせていただく件で、こういう標識を直した、また、それについて、私が言っているから、まだ困っている人がいるんだったら修繕します、それはそうでしょう。今、教育長がおっしゃったように趣旨というのはそういうことであって、こういったことについては、要するに、もう一ついろんな面で考えていって、それをどう落とし込むかということが教育なんだろう、恐らく。ですから、そういうことは非常に分かります。ただ、やっぱり言い放しで終わるという印象を持たれてほしくないというか、そのように聞こえる部分も多少あります。ですので、やはりこれはこども議員が皆さんの友達とか同級生とか先輩とかいう代表で、その思いを代表して言っているわけなので、そこは教育委員会も含めて酌み取ってあげて、私たちというか、少し離れたところで見るとして、ちゃんと向き合って応えてあげているんだねというところを是非全面的にもうちょっと今回もこども議会されるということなので、見たいと思しますので、是非そこについてそれを同等に意識して向き合っていただける、してると思っておりますが、そのような気持ちを酌んで、私たちもいますので、していただけますでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）子どもたちが、大人が気がつかないような、大人顔負けのようなところに視点を持っていくようなことがよくあるんです。そういった点ではまずそのことに目を向けたということを、やっぱり称賛するべきだと思うので、この質問のこの本会議でやられるような答弁にはなかなかならないんです。逆にしちゃいけないと思いますので、よく考えたね、そこを、というのをまず第一優先に、答弁のほうを今回のこども議会のほうで、しっかりそこを前面に出してやっていきたいと思います。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）今、いい答弁をいただいたので、その気持ちを是非見たいと思いながら、いいこども議会にしてほしいと願っております。

そして、三つ目、安芸消防署のことですが、この時間を使うのはどうかなと思ったんですが、町長答弁の中にあります、おっしゃっているんですけど、どうすれば住民の皆様の安全・安心が担保できるかなという思いを持って移転事業に取り組んでいるところでございますの思いを持ってが聞きたいんですよ。それ、一般質問になっているんですね。ほか、前の特別委員会でもそのことを、宗像議員もそうですし、ほかの議員もそうですし、皆、そこを聞いている。玉川議員でも騒音問題のことについて非常に心配しているというところ、ここも連絡協議会なんかで話していくんでしょうけど、そもそもの部分は運営協議会が方針を決める、こういうふうにしたいと。それを広島市に持っていくわけでしょう。ですから、その思いというのは、言わなければ思うというのは誰も信用しないんですね。その思いを議長も言っているわけですから、そこは町長にどのような思いで運営をスタートさせて、ここに行き着いたかということを私は町民に伝えなければならぬんです。そこを聞かせてください。思いを言っても、アウトプットしてないので、信じるか信じないかは、もう町民ですけど、やはりその委員会の中で、私は議長のような意見を言ってほしかったんですよ。海田町の防災になっている消防署は海田町から出してほしくないという思いだけ言って欲しかったんですね。それか、会議が始まる前に、そのような話を町長、若しくは市長さんと少し話をしたんだとか、そのような思いを誰かに伝えてると思って質問しているんですけど、その思いを答弁いただけますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、説明させていただきましたが、どうすれば住民の皆様の安全・安心が

担保できるかということを考えて、その取りまとめをさせていただいているという話です。思い、ここ、現実には具体は出ているはずですから、このように解釈していただければと思います。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）申し訳ない、私、町長と意思が疎通しているわけじゃないので、思いは伝わらない、言葉にしないと伝わらないです。もう一度再質問しますが、現在、海田町にある消防署の移転という海田町民の消防環境を大きく変えるかもしれないという事柄で、町長としても何も意見がなかったんですかということを知っているんです。そのままだったら、私のこの時間を使って、もったいないと思っているんですけど、意思表示がないまま消防署の移転が決まりますということになるから、何か言ってということを知っているんですよ。町民に聞かれて、なぜあそこになったんだって、運営協議会で決まったみたいだ。運営協議会誰が出てると、首長と、あと、消防局長だと。町長なんて言ってた、何も言ってない。何で決まったんだ、この繰り返しですよ。どう思っていたんだ。そこを聞きたいんですね。私、シンプルに知っているんですが、場所については町内の、やはりいろいろあると思うんです、あります。だけど、デメリットもあったら絶対メリットもあります。例えば、消防車が来る場合に、今まで、例えば7分かかってたところが、今の大正交差点で。それが2分になったら、曙の地区とか幸町の地区の人とか、もしかしたら、先ほどの協議会でもありましたね、渋滞の問題とか音の問題、ありますが、7分かかっているところが2分になったら、その地区の近い人、今まで7分だったら蘇生するのにパーセンテージ下がってくるんですよ、心肺蘇生。だけど、2分だったら蘇生率が高くなって、助かるかもしれない。そういうふうにプラスというかメリットもあるんですよ。そういったところも含めて、やっぱり思いを言うべきでありますし、ちょっと伝わらない、思い、ここに書いてありますとか、何度もお話しさせていただきますいうけど、何かずっと平行線というか、何かのれんをたたくみたいな感じになっていますけども、もう一度ちょっと思いを言っていただけますか。町長、海田町としての意見、首長としての意見。ここでいいですよ、言ってください。海田町から消防署をなくしたくなかったんだとか、いいですよ、それで。信じるか信じないか、その人次第ですけど。思いを言ってください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）繰り返しの答弁になりますが、やはり住民の安心・安全を担保することが大

事でありますし、この消防署の広域化に基づいて、今、運用されてきているわけですので、そういった関係をしっかりと見据えながら進めていくというのが大事だというふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）ちょっと方向性を変えて、今の方向性として決まりそうだ、海田中学校プール跡地。そうすると、先ほど少し触れましたけど、曙町とか幸町とか、そういった近隣、大立もちょっと音が聞こえるかもしれませんし、そういったところ、西浜もそうかもしれません。ですから、そういった方が新聞を見たら、びっくりというか、いいも悪いも含めて関心はあります。で、そういった地区に対しての説明会とか考えてはいたしませんか。それについてちょっと方向性をここで聞かせていただけますでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘のとおり、説明会のほうは市と協力しながら、私どもも開催していければなと思っております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）そこで、もし私と同じような質問が出たら、どのように答えるんですか。今のイメージでいくと、担当課が答えられますか。答えていただけますか。今のイメージでいいですよ。町長がそういう答弁されているので、私と同じ質問、住民から来た場合、どうでしょう、ちょっと答えて。課長でよかったら課長でいいですよ。お答えいただけますでしょうか。このままでいったら、結果オーライみたいな話になりますよ。よかったらよかった、悪かったらわしゃそこは認めてない。昼あんどんみたいな話になりますよ。今の答弁、私がここでやった話で答えていただけますでしょうか。お願いします。お願いしちゃいけない。だけど、お願いします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず、一般的に、議長という職というのは、やはり公正中立であるべき、運営協議会において、そういう立場で町長が誘導するような発言をしなかった、これはやむを得ないことだと考えております。ただし、我々事務方としましては、ワーキンググループ、幹事会等を通じまして、やはり、町長の意見を尊重しまして、海田町にあるべきということで話をこれまで進めさせていただいております。そこは町長の意思もあつてのことだと考えておりますので、是非とも、海田町に安芸消防署を持ってきたい。その気持ちは海田町として変わりはありません。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）丹羽部長のこと、今、町長が言うべきだったんじゃないですか。でも、運営協議会があって、その後の連絡協議会があるわけですから、町長答弁として聞きたいですね。説明員はいいんです。連絡協議会の中で部長クラスがされているんですから。今の騒音の問題とか渋滞の問題とかも。だから、そこをもう1回、私ここに書いとりますよ。この時間を使って、その思いを言ってくださいと言っているのです、是非言ってください。それは必ず町にとってプラスになりますから。別に反対しているわけじゃないので、これに向かってやっていこうという意思表示をしてほしいということで、是非、町長、同じ答弁でいいですから、町長から答弁をいただきたいです。最後にしたいので、答弁をお聞きします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、総務部長が答弁しましたように、ワーキンググループというところで詳細に関わる場所をしっかりと議論した中に、協議会に持ち上がってくるところです。そのときにうちの職員等も含めて、私を含めて、議論する過程の中には、総務省の消防庁、これの公告があって、その内容をしっかりと踏まえた上で議論をさせていただいております。その中には大事な話が6点ほど書いてありますが、一番大きなのが消防署の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の、要するに短縮と。これは一つの具体ですがね。そのほかには広域的に消防組合を結成することによっての、いろんなメリット等も含めて、職員との議論の認識はできております。そういった中にワーキンググループで話されてきたものが持ち上がって、その地区のどういうポジションに置けば広域的に皆様と一緒に、この安全・安心が担保できるか、これは、私の一つの、逆に言えば使命でございます。それを、やはり消防とか警察とか、そういったものに関しては、地方自治がしっかりと担う必要があるわけなんです。それはやはり、職員との間の中に、しっかりと意識統一、共有化を図った中で議論を進めたものでございまして、協議会においてはそれらの反映されたものが上がってきて、そこでいろんな広域の話がまとまって、共通認識の中で示されたという話でございますので、私の意思がとかそういった意味じゃなくて、町全体の安全・安心を守るという壮大な考え方の下に進めた話でございますので、そこは御理解ください。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）意思を聞いているんですよ。丹羽部長の答弁が町長答弁に聞こえて、町長

答弁が担当者の答弁に聞こえるので、副町長、私も終わりたいんです。終わりたいけど、終われない状況ですよ、はっきり言いまして、住民からすると。冗談抜きですよ。だから、消防について、これ、会議があったわけでしょう。ですから、海田町として、副町長、思いを言ってください。どういうふうにしたかったのか、どこででもいいのか、矢野のほうに行くかもしれないと、議長、おっしゃっていました。それでもよかったのか。この委員会の雰囲気によっては。海田町の防災という拠点が大きく移動するかもしれない、委員会の中で、流れに沿っていけばいいんだと。何とかの流れに身を任すかどうか分かりませんが、副町長、どう思いますか。もうそれで、海田町の意味として、私は代理として、それで皆さんにちょっと住民に発しようと考えておりますので、ほかの議員さんも恐らくそうかもしれませんが、私はそのように、副町長はそのようにおっしゃったよということを伝えたいので、副町長はどのように思われますか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（今岡）私といたしましては、現在、海田町にある安芸消防署をどのように建て替えていくかという話を進めていく中で、当然、1市3町で共同運営をしている施設でございますけれども、我々、海田町としての立場としましては、もちろん全体の利益というのがありますし、一方で、全体の利益の前提として海田町の町民の方の安全・安心が一番であるというのが我々の立場でございます。そういう前提の下で、ただし皆さんの合意を取っていくという姿勢で運営協議会、ワーキンググループでやってまいりました。そこにも当然、町長のトップの御判断、意思を受けた我々の立場として、そのように取り組んでまいりました。ですから、私としましては、海田町の中で、安芸消防というのを建て替えるという前提の下に取組を進めてまいったつもりでございます。

○7番（兼山）終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため暫時休憩をします。再開は13時45分。

~~~~~○~~~~~

午後1時38分 休憩

午後1時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。9番、下岡議員。

○9番（下岡）9番、下岡です。本日は1項目について質問いたします。西ノ谷川支川改

修工事について。インフラ強靱化を目的として、西ノ谷川の一部を含めて実施されている3か所の橋の架け替えや5区間の道路のかさ上げ、1か所の道路修繕を含む面整備工事については、疑問や理解できない点が多々ある。令和元年9月に調査・設計費5,600万を補正予算計上し、翌2年度当初予算に1億5,000万円の工事費を計上した。平成30年7月の西日本豪雨災害からの復旧工事は、原状回復を原則に国の激甚災害査定を受けて、財源のほとんどを国に依存して進めてきた。しかし、それだけでは再度、同程度の豪雨があれば同じ被害が起きかねないので、強靱化工事をすることは大変重要で意味がある。しかしながら、事前の調査・検討は不十分だし、スケジュールや予算の管理も適切とは思えない。質問します。①現在、高岸1号橋の工事が進行中であるが、架け替えの理由は、西日本豪雨時、水位が橋桁下部まで来たので、県の技術基準であるハイウォーターレベル、想定最高水位プラス1メートルに従って、橋を1メートル上げるということである。しかし、ここから60メートルくらい上流の里道橋は豪雨時、岩や土砂で詰まり、大量の土石流が町道137号線護岸を破壊し、民家や田畑に流入したにもかかわらず、何の改善策も検討されていない。近隣の住民は再度災害を不安視している。里道橋の所有・管理者である町は、高岸1号橋と同じ方法で対応すべきではないか問う。②予算は単年度主義、会計年度独立の原則により運用することが求められており、逸脱は許されない。令和2年度予算は遅くとも3年度までには執行される必要がある。ただし、自然災害等の不可抗力の事由があれば発注契約済みの事業は事故繰越しとして、3年目の執行が許される。それ以外の未執行分は不用となり、予算としての効力を失う。1億5,000万円の令和2年度当初予算額について、令和3年度までに執行した金額、令和4年度へ事故繰越しした金額及び不用となった金額は幾らか問う。また、令和3年度までに執行できず、事故繰越し、不用となった理由を問う。正当な理由もなく執行しなかったとすれば、自らの意思で組んだ予算を自ら放棄するという怠慢以外の何ものでもなく、厳しくその責任が問われる。見解を問う。③高岸1号橋及び町道137号線張り出し部分の工事が今年3月末までに終了する前提で、県の砂防ダム建設チームは、今年の夏に10トン車を137号線に走らせ始める予定であった。高岸1号橋工事が10月完成に延びたことに対応して、県は当面4トン車を使うことで工事着工することに変更した。作業効率の低下は避けられず、工期に影響する。砂防ダムの早期建設を願う地元の期待を裏切り、県工事に対する非協力的かつ妨害的態度は県の信頼を失うことになる。見解を問う。町長は県に早期建設を強く要望すると言うが、いつ要望するのか問う。④高岸1号橋工事

に関する境界立会において、公図を根拠に権利を主張する地権者に対し、現況が町道の一部になっていると主張して紛争になり、工期に影響する懸念があると聞く。町は、現況が田畑になっている土地につき、公図を根拠に里道の所有権を主張し、取得時効の成立を根拠に、所有権を主張する住民に対し土地を売りつけてきた。立場によって反対の主張をするご都合主義はやめるべきではないか。見解を問う。⑤高岸1号橋工事完成時期が7か月延びたのは非常にずさんな管理のためである。昨年11月に工事業者が決まったが、新橋予定位置にある電柱の移転先が未定で、やっと移転できたのが今年2月11日。本工事前に橋に付設の水道管と下水道管の移設が必要であったが、事前に十分な時間がありながらできておらず、時間を空費した。更に大きな問題が発生した。橋を上げるのに伴い、接続する道路のかさ上げが必要になるが、設計では既存道路の上に積み上げる方式であった。どこからかの指摘で、垂直に石を積み上げた護岸に更に護岸を積み上げると強度的にもたないことが判明。設計をやり直し、既存道路の大半部分を掘削し、基礎からコンクリート擁壁護岸を築き上げる大工事になった。そのため、多大な費用と時間が必要になった。手続き遅れと検討不足は顕著であり、管理が機能していない。どういふことか見解を問う。⑥結果的に高岸1号橋工事だけで11か月の工期を要しており、出合橋から高岸までの面整備を単年度予算でやる計画自体むちゃであった。単年度予算であるがゆえに、どこから始めて、どの順番でやるかの検討がおろそかになった。最初にやるべきは町道137号線張り出し部分で、西日本豪雨以前の5メートル道路幅拡幅工事時にやることになっていた。次にやるべきは、出合橋から町道6号線の個人宅橋までである。ここは西日本豪雨災害時に犠牲者を出した遭難場所でありながら仮復旧しかされておらず、昨年の豪雨時、道路に大穴が開き、今でも大きくへこみ、道路が波打っている。護岸が湾曲しているところもある。この道路に県は4トン車両を通す計画でいるが耐えられるのか問う。出合橋は、西日本豪雨災害時137号線に向けて大量の岩石が積み上がった、構造に問題のあるところである。ここが最後の令和5年に先送りされ、何の被害もなかった高岸1号橋が最初に来た理由が何なのか問う。⑦工事費について、町の資料によると、高岸1号橋部分で改修工事本体で5,000万、水道管移設700万、下水道管移設1,100万、仮設道設置1,600万の合計8,400万になっている。令和4年度予算で出合橋1号橋架設と137号線張り出し部分撤去で7,000万計上されており、ここまでの1億5,400万となり、令和2年度当初予算の1億5,000万を超えている。これに令和5年度、出合橋2号橋及び個人宅橋の架設及び町道6号線改修工事が加わる。この令和5年度の

予算見込額は幾らなのか問う。予算を不用にした挙げ句、大幅に当初予算額を上回って執行することは、予算の単年度主義、会計年度独立の原則に反している。見解を問う。

⑧高岸1号橋の仮設道設置工事について問う。3月25日に1者見積り、金額約1,600万円で契約している。内容は、橋の架け替え期間中、家庭菜園をする人が川を渡れなくなるので、里道へ通ずる仮設道で道幅1.5メートル、長さ二、三十メートルだという。川幅3メートルにも満たず、利用期間一、二か月程度で、今の橋より下流側に架け替えるのだから、鉄板を渡すなどほかに方法はあるだろう。1,600万は法外な支出ではないか。情報開示請求したが、役場の作る工事仕様書は開示されたが、業者からの工事内訳書は取得していないとして開示されなかった。こんな値決めがあるのか。役場と業者の慣れ合いによって、どうせ不用扱いで失効する予算だからと無駄遣いしたと取られても仕方ないのではないか。改めて、予実算管理は誰がどのように行っているのか問う。極めて無責任な体制になっているのではないか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。西ノ谷川支川改修工事についての質問でございますが、1点目については、里道橋の架け替えに伴う隣接地への取り付け等の影響を踏まえ、慎重な検討を進めております。2点目については、1億5,000万円のうち、令和3年度までに約9,800万円を執行し、そのうち6,700万円を事故繰越ししています。不用額は5,200万円です。不用額の主な理由は町道137号線改修工事の入札不調によるもので、事故繰越しの主な理由は工事関係者のコロナ感染に伴い、構造物の変更協議や工事の進捗に不測の日数を要したものでございます。予算執行については不用額及び事故繰越しに至った理由を踏まえればやむを得ないものと考えております。3点目については、県の砂防えん堤工事は、現在、用地買収等を行っており、町の工事の影響による遅れは出ていないと伺っています。今後も県との協議を図り、砂防えん堤工事のスケジュールに影響が出ないように取り組んでまいります。また、要望については、5月16日に、私が県の土木建築局と西部建設事務所を訪問し、総括官と西部建設事務所長に対して、早期整備について直接要望をしております。4点目については、公図その他関係資料を基に、関係地権者と現地で立会を行っておりますが、個別の案件については御指摘のあった箇所も含めた答弁は控えさせていただきます。5点目については、平成30年7月豪雨の後、県と協議し、再度災害の防止の観点からインフラ強靱化事業として計画を策定し、施工性や経済性などを考慮し、発注しました。施工に当たっては、地下埋設物

や土質の状況を事前に確認するため、試験掘りなどを行った結果、当初計画では一部構造物の安全性が確保できないことが判明したため、構造物の形状変更を行ったものでございます。また、工期が約7か月延びたことについては、工事関係者のコロナ感染に伴い、構造物の変更協議や工事調整に不測の日数を要したものでございます。当初計画から工期や工事内容の変更を伴いましたが、いずれも現場の工事条件の変更を踏まえ工事を安全に施工するためにはやむを得ないものと考えております。6点目については、町が一般車両の通行に支障が出ないよう仮復旧工事は完了していますが、工事車両の通行に支障が出る場合は必要な措置を講じるよう、県へ要望してまいります。また、高岸1号橋を優先した理由ですが、高岸1号橋は、県の砂防えん堤工事が始まると、工事用道路として利用されることから、完成までの複数年間は工事ができなくなります。そのため、えん堤工事が終わるまでは河川断面が不足した状態が続き、越水が懸念されるため、高岸1号橋の架け替えを優先して行うものでございます。7点目については、用地取得など不確定要素があるため、今後の事業進捗を踏まえた上で、令和5年度に必要な予算額を積算してまいります。また、予算執行については、現場条件の変更や入札不調などにより繰越しや不用額が生じたもので、インフラ強靱化事業を継続的に実施し、関連する県の工事に影響が出ないようにするためには、やむを得ないものであると考えています。8点目については、大型重機が施工している工事のすぐ横を通路として使用することは、歩行者の安全性が担保できないため、仮設道路を設置したものです。なお、仮設道路の工事費については、設置撤去及び仮駐車場や仮設道路の借地料などを積み上げて算定しております。また、仮設道路設置工事の契約は1者の見積り合わせによる随意契約で、過度な競争が生じないため、内訳書の提出は求めています。また、配当した予算については担当部署で管理し、全体の進捗管理については財政課で取りまとめ、報告を受け、確認をしております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） まず第1点目の高岸1号橋から60メートルぐらい上部の里道橋のことなんですけれども、高岸1号橋がそもそも西日本豪雨災害で何の被害も受けてないんですよ。被害も受けてないのに予防措置として、今後、豪雨のときにつかって周囲に被害を及ぼすおそれがあるかもしれんといって、1メートル上げるという工事を今やっとするわけですよ。西日本豪雨災害で何の被害も出てないんですよ。それより上流部のところは、里道橋は、そこに詰まって、護岸を壊すわ、周囲の田んぼに流れ込むわ、137号の道路か

らずっと下流まで大量の土砂が流れ下ってくるわけで大きな被害を出しているわけですよ。そこが、今、県が工事、護岸とか下の川底、工事完了したけど、橋との高さ、どれだけか、1.1メートルしか取れてないですよ。高岸1号橋も工事する前は1.1メートル、現況1.1メートルだったものを1メートル上げたんですよ。それと同じ理屈だったら、ここの里道橋も1メートルを上げないとつじつまが合わないでしょう。私ら、近所の人から、あの高岸1号橋をどうするんだという話だから、今言ったように、町が今のままでは橋が詰まるかもしれないから、予防的に1メートル上げると。それに伴って、道路もすり付けで1メートルずっと高くなるという説明をしてきとる。そしたら、今、工事ができたときに、里道橋のすぐ近くの住民の方からは、その同じ理屈だったら、今度、その里道橋がまたいくじゃないかと。実際に西日本豪雨のときにつかって大きな被害が出とるのにそこを放ったらかしておくのかと、こういう意見が当然出てきますよ。私らも、うちの下の駐車場とか大量の土砂が埋まったから、近隣の人は被害被っているわけですけど、当然、思いますよ。そこをね、答弁では慎重な検討を進めてまいります、それって説明できますか。町長。近隣の住民の方にどう説明するんですか。慎重な検討をする、やるかどうか分からんということじゃないですか。慎重な検討。やらなきゃおかしいでしょう。高岸1号橋、被害も出てないのに1メートル上げるんだったら、当然、その上の里道橋、被害が出たんだから1メートル上げるべきじゃないですか。理屈が全く合わない。ちょっと納得いく答弁をしてください。どう言って住民に説明するんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）今おっしゃられた里道橋のほうでございますが、今の隣接する土地、これへのすり付け等に課題がございます。という関係で、そこらの問題をいろいろ慎重に検討しておりますので、それらを検討した後にその施工時期等について考えていきたいと思います。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）課題はあるけれども、それを精査してやるというんですね。やるんですね。そこはどうなんですか。やる方向なのか、ただ調査検討するだけなのか。やるかやらないのか、その二者択一で教えてください。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）今の里道橋を含め、改修する箇所が何箇所かございます。それらを

精査した上でやる時期を決めていきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）やる時期を決めるということだから、やるということでいいんですね。何回も言うけども、やるかやらないかで答えてくださいと言っとるんです。やるんですね。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今の里道橋については、議員御指摘のとおり、課題がございますので、その課題の解決できるような形で検討のほうを進めてまいります。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）そこがまた訳の分からん話になる。課題がどうじゃこうじゃいうて、どういう課題があるんですか。早く言えば、橋の高さの問題ですよ。高岸1号橋も里道橋も川底から橋までの高さが1.1メートル、川幅が同じぐらい。だから、高岸1号橋を1メートル高くするんだったら、里道橋も1メートル高くすべきだと。それに対して、どういう課題があるんですか。方法は別にして、いずれかの時期にやるということならやるいうて言ってくださいよ。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）まだ慎重な検討を重ねておる段階なので、はっきりと申し上げられません。例えば、橋の位置であるとか、高さも当然、その進入方法などなど、いろいろな検討をしなければいけない課題たくさんありますので、それらを解決していきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）次、2点目は、事故繰越し。不用となった理由、137号線改修工事の入札不調によるものでって、137号線の入札不調いうたらどういう意味、何の入札不調。いつ137号線の入札をかけましたか。私、全然記憶ないけど、張り出し部分だとか、入札かけてないでしょう。137号線の改修工事の入札不調、これ、いつやったのか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）137号線の張り出し車道の撤去につきましては、昨年、令和3年の11月に入札不調となっております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）その工事の内容というのは、張り出し部分を切るという工事だけ。あその張り出し部分には、その張り出し部分の一番上のほう、民家があるその前に里道が

架かっているけども、この里道について、その使用している地元の方は残してほしいということがあって、計画ではその里道は今架かっているところから上流側に10メートルか20メートルのところに里道橋を架け直すと。そのためにそこの架ける予定のところも道路はかさ上げするという計画だというふうに総務建設委員会で聞いたことがありますけれども、そういう計画も含めて入札不調になったんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）先ほどの不調になった工事につきましては、張り出し車道の撤去、それから、そこの前後にあります護岸のかさ上げの工事でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）その前後の道路のかさ上げいうて、私が言った上流部の道路のかさ上げのことでしょう。今言った里道を架ける前提で、架け直す前提で、そこをかさ上げするというような、これ、総務建設で聞いている。そこと合わせての入札をかけたということですね。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）里道橋の架け替えがそのとき入っておったかどうか、私もうろ覚えでございますので、はっきりしたお答えをするのはちょっとできませんが、あの辺全体含めて、護岸のかさ上げと護岸の修繕、張り出しの撤去、その入札のほうをさせていただいております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）里道橋の撤去が含まれているかどうか分からん、そんな答弁ないでしょう。今年度の予算に入っているんですよ、その張り出し部分というのは、7,000万で今の張り出し撤去と出合橋1号橋、予算説明会のときにそういつて言ったじゃないですか。だから、県の砂防ダムの工事の関係があるから先に張り出し部分撤去のほうはやらにゃいけんのじゃないですかと言ったら、それを参考にそうさせてもらいますと、今年度の予算ですよ。その今年度の予算に、工事のかさ上げだけで里道橋架けるかどうか分かりませんという答弁があるんですか。これからやる話ですよ。どうなんですか、それ。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）いずれにいたしましても、今、西ノ谷川支川のあそこの上の高岸のほう、架け替えのほうをやらせていただいております、それと同時に下の張り出しのところを撤去する、これが今年度の主な工事の内容でございます。すみません、私のほ

うが、今の里道橋の架け替えのところを予算のほうはしっかり把握できてないというところが大変申し訳ございませんが、予算の中でその辺対応できるようであれば、しっかり対応して、あの辺のインフラ強靱化のほう進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） ちょっと内容、ね、答弁する側が、はっきり分からんというのはどういうことですか。今年度の予算ですよ。冗談じゃないでしょう。そんな答弁ありますか。ちょっと町長、だから、最後に聞いているでしょう。予実算の管理は誰がどうやってやっているんだと。そしたら、これ、担当部局がやっている、担当部局分からんじゃないですか、工事内容が。冗談じゃないですよ。この前の143号の全協のときだってそうですよ。建設部がどういって言ったか。部長は一生懸命ね、今の143号の橋の下部の橋脚、川の両側にある橋、そこが、去年、令和3年度何回目も入札やっても応募者がなくて不調に終わったと。これが、工事費については、資材が高騰しているから3,500万上積みするんだという説明、部長一生懸命やっとなんだけれども、出てきている資料は4,000万に350万上積みします。その4,000万というのは今年度の上部工の工事ですよ。橋じゃなくて、上のこの渡す橋ですよ。これが4,000万なんですよ。これの4,000万に350万積んで4,350万といったら、上部工の架ける橋の補正予算を出してきたと、こういう数字なんですよ。これを説明できないから、その後もずっともう、議員の質問が続いたじゃないですか。どうするんだといって。最後は兼山議員が、数字が間違っとなんだから、ちゃんとやり直せと、それで締めになったけども、それを、分からないで延々と説明する執行部というのは何なんですか、町長。建設部に任せっ放しだから、そんなでたらめな説明するんですよ。予算の数字とやる事業が全然食い違っている。どうなんですか、このばかばかしさは。議会を何だと思っているんですか。ちゃんと説明してください。今言った数字に、私の言った数字、違いますか。今年度の4,350万の補正予算ですといって説明したんですよ。その4,000万というのは今年度の上部工の予算、下部工の予算は令和3年度の5,500万。だから、正確に説明すべき数字は5,500万に350万の数字を上乗せして5,850万だと、こういう説明をすべきだったんです。違いますか。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 今言われることは、そのとき、佐中議員からも最後、御質問があって、分かるようにということで議長から御指摘を受けまして、丁寧な説明をさせていただいて、一定の御理解は得ていたという具合にちょっと思ったんですけど。今の御質問

ではちょっと御理解いただけなかったということで、もう一度説明をさせていただきます。

○議長（桑原）部長、ちょっと聞こえんのですけども。

○建設部長（久保田）もう一度答弁させていただきます。今、御指摘の案件については、先日の全協の中で御説明をさせていただいて、最後、佐中議員のほうから、もう一度丁寧に分かりやすくという御質問がありまして、議長からも御指摘をいただきまして、そのとき再度、もう一度予算の内容について御説明をさせていただきまして、一定の御理解をいただいていたというふうにちょっと判断したんですが、ちょっとそれが違っていたようで、もう一度予算のことを説明させていただきますね。143の補正予算は繰越しで、今の下部工が令和3年度のお金で3回ぐらい入札をかけたんですが、不調になった。で、令和4年度に繰越しをさせていただく。その議決もいただきました。ただし、4月以降、コンクリートの単価とかそういうのがすごく高くなりましたので、このままでは下部工の工事が予算不足で執行できませんので、これを増やさなければいけない。繰越予算というのは、足らなかつたらその財布にそのまま入れるということできないんですよ。新しく現年度の予算に必要な額を足して、それに繰越の予算と現年の予算を合併して施工をさせていただきます。これ、一つのルールでございます。そういう御説明をさせていただいて、最後に、兼山議員のほうからも分かるような資料ということもございましたので、今回、資料のほうは付けさせていただいております。そういったことでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）そんなことは分かっていますよ。令和3年度終わっとるのになら、どうやって令和3年度の予算に補正で350万積めるんですか。今年度、令和4年度に積むしかないじゃないですか。だから、この説明の資料、出してきた資料が6月定例会の補正予算に計上予定の工事等となってるじゃないですか。143号線道路、これに4,000万と350万で4,350万となっているから、この4,350いうていったら、上部工の補正を組んだことになりますよと。だから、ここのもとの4,000万が5,500万、これは繰り越した額であると。これに当年度350万上乗せして5,850万で、下部工の工事を入札しますと、そういう資料であるべきだということを言っているんですよ。分かりますか。町長、副町長、どう思いますか。この4,000万プラス350万だったら、4,350万に、下部工の工事をするのかということになるじゃないですか。違いますか。ちょっと財政でもって、誰でも、こ

ここにありますが、配られた資料が。これがそういうふうに読めますかと聞いている、この数字で。ちょっと、もう建設はいいよ。同じ説明を何度も、ちょっとこっちよ。

○建設部長（久保田）はい、建設部長です。

○9番（下岡）駄目、駄目。建設部長、同じ説明になるから。ちょっと議長、こっち、ちゃんと予算管理している、こっちの部門。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）先日の全員協議会の場において、資料のほう有一部分かりにくいというところで、この度、本会議場において補正予算に関わる資料として、資料のほうでいうと、資料16のほう提出させていただいております。こちらが補正予算に係る資料というところで、こちらについてはまた補正予算、後ほど議題として上がったときに、また改めて御審議いただければと思います。こちらのほうで資料を改めて、改良して、分かりやすく調製しているつもりでございますので、そちらのほう、また御確認いただければと思います。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）非常に曖昧な説明するじゃないか、分かりにくいというて。当たり前だよ。

全然間違っている数字を出してきてるんじゃないから、分かりにくいいうか、理解できないです。今度はじゃけ、それを修正すると。間違っとなるなら、間違っとなるから修正しますいうて言えば済む話でしょう。それをぐたぐたぐた何回も同じあれを。事業と予算、予算と事業が連動しているんだから。それが連動していないと言っているんだから。幾ら何回言われたって、数字が違うんだから。これ見たら誰が見たって、4,350万やったら、上部工補正かけたとしか見えないじゃないですか、数字が。説明と違うじゃない。まあ、これは今回のあれじゃないから、次行きますけども。今の工事が不用額なんかいっぱい出してから、工事が大幅に遅れてからやね。いいですか、令和2年度に当初予算で1億5,000万組んだんですよ。面整備、3か所の橋とか5か所の道路、あれとかね。それが何で令和5年度までかかるのかということよ。おかしいでしょう。挙げ句の果ては今言ったように、令和5年度の今の出合橋2号橋とか個人宅の橋の架け替え、あるいは町道6号の改修工事、これ、金額が分かりませんいうて言っているけども。いいですか、令和2年度ではその部分も含めて1億5,000万円いうて出した数字なんですよ、一旦、予算を。それが現在分かりませんと、今、積算中です、どういったことなんでしょうか。1回出した予算が物価が上昇したんなら物価が上昇したで、その部分とい

うのは積算してないんですか。積算しているでしょう。それを今積算しているってどういうことなんですか。一旦1億5,000万で出した数字の内数なんですよ。おかしいじゃないですか。こんなでたらめなことをやっているから、誰が予実算管理しているんだと聞いているんですよ。そしたら、建設部です。建設部の答弁だと、今積算中だと。1億5,000万だった工事が令和5年度終わったら幾らかかるか分からんという話ですよ。現時点では。もう既に1億5,000万が1億5,300万まで来てる。更に今の出合橋2号橋だとか個人宅の橋だとか、町道6号の改修工事が6,000万かかったら、二億一、二千万はいく数字ですよ。そんな予算の組み方があるのかと聞いて聞いているんですよ。明らかに、予算の単年度主義、会計年度独立の原則に反しているだろうと。違いますか。こんなこと、町長、許すんですか、こんな予算のやり方を。町長、どうなんですか。いいですか。令和2年度、1億5,000万という工事が最終的には軽く2億超える、まごまごしよったら2億5,000万ぐらいまでいきますよ。まず、間違いなく今のこの状況でいったら、2億は超えますよ。こんな予算執行していいんですか。最初は面整備で出しとってですよ、使いたいだけ使ってですよ、あと残りを不用額にして、今度は単年度予算で出してきたら2億超えると、むちゃくちゃじゃないですか。予算も何もあったもんじゃない。どうなんですか、町長。こんなやり方を認めるんですか。予実算管理は建設だいうて。町長、副町長、予算の最後の管理責任、予算編成権者は町長でしょう。町長がしっかりとふんどうし締めとかないかんのじゃないんですか。どうなんですか、町長。もう建設に聞いたら、しょうがないみたいな答弁するし、今、建設では、今の令和5年度幾らか、積算してないから分からんという答弁してるんだから。ちょっと議長、建設に聞いたって、もう分からん言うところと聞いたらしょうがないんだから、これ、どう思うかという管理者である町長、副町長、教えてください。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）最終責任者は確かに町長、副町長でございますが、現場の責任者は私でございます。私のほうから答弁させていただきます。確かに令和2年度の予算に1億5,000万ほど計上のほうをさせていただいております。その当時、令和2年度の予算というのは、令和元年度の秋に素案とかを作ってまいります。当然、そのときの状況は、災害復旧に全力で尽くしておる最中でございますが、言い訳ではございませんが、今のように精密な積算というのは具体的にはできていないというのは、そこは正直に申し上げます。それはできません。いろんな災害復旧を全力でやっておりますので。その中で、そ

うは言いまして、あの三迫地区のところを一日も早い復旧をやっていくためには張り出し歩道とか、そこの高岸1号橋の架け替えとか出合橋のところ、できるだけ早くやる必要があるということで、これだけの工事をやるためにはこれぐらいの予算が必要ではないかということで計上はさせていただいております。しかし、現場に入って、実際に入ってみますと、例えば、高岸1号橋のところも用地買収に不測の日数がかかっております。10か月ぐらいかかっております。橋のところは、用地買収、協力していただけるのにですよ。いろんな条件、いろんなことがたくさん出てまいります。今の出合橋のところも、やはりすぐ工事ができればいいんですけど、地権者のいろんな事情がございます。で、用地買収には至っておりません。そういったいろんな現場の状況いろいろ変わってまいります。ですから、令和5年度の予算についても、実際に用地買収がどこまでできるのか、実際に工事が来年度、令和5年にどういったことができるのか。それは今進んでおります県の砂防えん堤の工事のスケジュールとも密接に関連してくることでございます。そういったところを総合的に見て、最も効率的で地元の皆さんに安全なまちを提供させていただけることができるのか、その辺を踏まえて、予算のほうは積算をさせていただくものでございます。したがって、令和5年度の予算については、しっかりその辺を見て、精度の高いものを予算計上としてやっていきたいということで、現在のところで正確な、正確なといえますか、つかみだったらまた金額が違うということになりますので、精度の高いものを計上させていただきたいということで、現段階では明確なことが言えないというものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）今、るるとできない理由を説明したけども、それだったら、令和2年度の予算は何だったんですか。令和2年度の予算は。令和2年度、令和元年度といったら、ちょうど災害復旧が始まった初年度の予算で大変な時期だったんですよ。その時期にもかかわらず1億5,000万という数字をはじき出しているじゃないですか。これ、部長自らがその1億5,000万という数字はええかげんなもんだったというのを認めているようなもんじゃないですか。こんないいかげんな予算を出すのかと。それじゃけ計画がまずかったんじゃないかと言っているわけですよ。まさしく計画がまずい。いろんな問題点が、どんな問題点が出てくるか分からないのにやね、面整備だいうて1億5,000万出すからじゃないですか。それなら、ここに私も書いているように、点整備、箇所整備で、どこから順番にどういうふうにするか、今年度は、令和2年度はどこをやると、その予算ど

れだけだと、3年度はどれだけ、4年度は。2年度から5年度までの毎年度の事業予算でやるべきだったんじゃないですか、面整備じゃなくて。そこがそもそもおかしいんじゃないかと指摘しているわけですよ。それはどうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）言われとることはそのとおりで、我々もそれに準じて予算のほうを計上して工事のほうはさせていただいております。前から申し上げましたとおり、まずは避難路の確保をしていくのが最優先であるということで、今の高岸1号橋の架け替えと、その下流のところの道路のかさ上げをして、どうにか避難路の確保をしていきたい。なおかつ、県のえん堤工事に支障が出ないような工事スケジュールを組んで、取り組んでいきたい。こういったことで我々のほうは工事を進めております。それに基づいて今もやっております。ですから、第1答弁でも申しましたように、高岸1号橋をなぜ優先的にやらなければいけないか、それも第1答弁で申し上げたとおりでございます。こういった事情がありますので、まず、あの地区で避難路の確保、それとえん堤工事に支障が出ないようにするため、そのために工事の順番を現在考えて発注のほうしております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）そこがちょっと地元と大きく食い違うわけよ。地元から見たら、かけ出し部分、張り出し部分の撤去が真っ先だろうと、何回もその近くの地権者が役場にも、いつやるんだと、ずっと昔にやる話だったじゃないかと、西日本豪雨災害の前にやってくれときゃ、あそこ詰まることなくて被害が出なかったかもしれんという声まで出ているわけですよ。そういう声がありながら何でそこをやらないで高岸にかかったのかといったら、何か訳の分からん避難所の確保だって、あそこの張り出し部分が今だって、バリケードやってから工事に大きな車両なんかちょっと困っているじゃないですか。だから、あそこを何で先にやらなかったんか、みんな言っていますよ。高岸1号橋詰まったわけでもないのに、何でそこを先にやるんだと、説明できますか。説明できないでしょう。あなたたちは、避難路の確保だから、高岸1号橋を先にやったと言うけども。そこが全然地元と思惑、考え方、捉え方が違うと言ってるんです。もう一回説明してください。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）言われることはそのとおりで、そのつもりで我々も工事のほうは当

初発注のほうをさせていただきました。張り出し歩道の撤去を早くやりたい。そういった意味で最初入札をかけたんですが、今、課長が申しましたように、不調になった。もう1回かけるのか、それとあと、高岸1号橋の工事の工程を考えたときに、今の県のえん堤の工事に影響が出ないのか。その辺を考えまして、その当時は、まだ8月にえん堤の工事を始めるということがありましたので、それまでに今の高岸1号橋のところを架け替える必要がある。そのとき、高岸1号橋ができてなかったら、第1答弁にありますように、完成まで、もう何年もあの橋はあのままになってしまう。そうしたときにはやはり地元の住民の皆様にとってはそちらのほうがデメリットが大きいということで、橋の架け替えをまずやって、それと同時に、すぐ下の道路のかさ上げをやるとともに、今年度予算で、前回不調になった張り出しの撤去を行う。これでどうにかえん堤の工事着手までに地元の皆様の避難路の確保をしていきたいというのが我々の考えでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）今、部長が、県のえん堤工事、今年の夏までというて言いましたね。それで答弁では、県の砂防えん堤工事は現在用地買収を行い、町の工事の影響による遅れは出ていないと伺っています。8月に県は大型車両を通してやろうという計画を立てたわけで、今、県はどう言っているかいったら、それができないから。何言っているんですか、いいですか。県は、高岸1号橋が10月だから、10月のその高岸1号橋工事が終わったら工事に着手しますと。ただ、終わっただけじゃ大型ダンプは通せないから、4トンダンプを使って工事をやりますと言っているんですよ。だから、私、どういつて言っているかいったら、高岸1号橋だけじゃないでしょうと。張り出し部分だって工事が、今、現時点では、高岸1号橋と並行して10月までにはやるいうて町は言っているけども、果たして本当に10月までに張り出し部分、工事が終わるかどうか分かりませんよと。張り出し部分切っただけで下の護岸をやるいうて町は言っていないんだから、通れるかどうか分かりませんよと言っているわけですよ。11月からすぐ4トンダンプで137号通れるかどうか分かりませんよと言っているわけですよ。なぜか言ったら、今の工事が通れる護岸なのかという問題と、その今の張り出し撤去工事が10月までに完了すると、確実にそうなのか、ここが未定だからです。なぜかいったら、今のその張り出し部分に架かっている橋の工事がどうなっているかさえ分かってないじゃないですか。今、そこ、どうなっているか分かりませんって、部長言ったじゃないですか。地元の地権者、そこの里道

を使っている、橋を使っている人は、その橋を取られたら困りますと、橋は残してくださいと言っているわけだから、その里道橋までやるということになったら、10月までに終わるという保証はないでしょう。これから、6、7、8、9、10、5か月ですよ。それ今、まだ、去年の秋に入札不調になって、また、これから入札やるいうて言っとる工事です。どうなるか。入札すら行われてないのに10月に終わる保証があるんですか、張り出し部分、その里道橋も含めて。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）最初に私がちょっと申し上げたかったのは、今、部長が8月末までに、8月ぐらいに工事が終わるねと言ったよねということに対して、すみません、反応したものですから、私が今8月と言いましたのは、その当時、そういう順番を決めさせて、予算のほうさせていただいた今年度の予算の作成段階にそういうことを考えたものでございます。今、言われるとおり、確かにもう8月の工事着手はできないという具合に聞いております。言われるように、秋頃になるんだと思います。それに向けて、ルートをどういう具合に通すのか、工事上の支障にならんように護岸のほうどうするか、その辺は改めてまた県のほうと話をさせていただきます。張り出しのところについては、どうにか工事着手までに撤去していきたいと、これは私ども考えております。非常に入札等々、厳しいことが予想されます。高岸1号橋もそうでしたし、その上のほうもそうでしたし、非常に入札は厳しい状況であるという具合には考えておりますが、どうにか受注していただいて、張り出し部分の撤去をやっていきたいという具合に考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）建設部のやっていきたい、過去に何回聞いたことか。そして、何回裏切られたことか。直近では、前田議員も質問したけど、去年の12月定例会で、今の高岸1号橋いつまでなんだいうたら、3月までにはやりたいと思います。それが今、現時点では10月まで、7か月延びている。やりたいと、あなたたちが思うのは勝手だけでも、その裏付けがないということを言っているんです。県がじゃあ、11月から工事だいうて、スケジュール組んでですよ、全部、工事予定とか入札なんかかけてですよ、できんかったらどうするんですか。今の張り出し部分等含めて。張り出し部分の工事をやりよったら、137号通れんでしょう。だから、町はこの高岸1号橋が10月までかかるというのが明確になったのは4月の初めですよ。4月の10日ぐらい。私が一番初めに聞いたのは、工事

業者が4月の8日にポスティングで工期10月末、137号は10月中旬まで通行止め、書類流したから知ったんです。そしたら、その直後、県が来て、高岸1号橋が10月ぐらいまでかかるから、そこまでは工事着工できないので、137号は当面通るのをあきらめて、今の町道6号から迂回して、迂回路を通過して高岸1号橋の上に出て、砂防ダムの建設に着手しますというて言ったんですよ。だから、そのときに言ったのは、町道6号を迂回するのはいいけども、町は町道6号の今の出合橋から迂回路のところまで工事終わったと言っているけども、出合橋のすぐ上のところなんか行ったら、完全な復旧工場は終わってない、仮復旧工事しか終わってないから、去年の7月の豪雨災害でも大きな穴が開いて、仮復旧工事やっているから、土砂を補充してないから、道路がこんなうねっとるでしょう。その下のところなんか行ったら、護岸がセメントコンクリートでやっているだけだ、こんな膨らんでいるでしょう。大丈夫なんですか。県に言って、現場まで連れて行って見せて、これ、大丈夫、4トンダンプ通してちょっとよう考えます。そして、しばらくして来たら、下岡さん、やっぱり向こう通すのはやめたと、137号の工事が完了するまで待って、4トンダンプで始めますというて言ったんです。今現在、そういう状況ですよ。そういう前提で、今、私も県にアドバイスしているのは、本当に10月末には今の張り出し部分だとか高岸1号橋の工事が終わって、4トンダンプが137号上がっていかれるかどうかちゃんと確認したほうがいいですよと、今言っているんです。町は今までさんざん裏切ってきているんだから、説明が。挙げ句の果て、今回、今の高岸1号橋、3月から10月まで延ばして事故繰り返してですよ。その原因、コロナだと、コロナのせいだと、全てコロナが悪い。ちょっとコロナ、かわいそうじゃないですか。7か月延ばしたうちですよ、あなたたちの説明によると2か月はコロナによる部分で、2か月間協議ができなかったか何か知らんけども、2か月だと。残りの5か月は、別の要因だと。別の要因というのは設計変更でしょうが。総務建設でも建設課長、そういつて説明しませんでしたか。工事変更、設計変更かけてですよ。道路のかさ上げするつもりだったけど、それじゃもたんから、道路を掘り上げて、基礎からコンクリート擁壁でやらなきゃいけないとなったと。そのために日数を要することになったと。そういつて、総務建設でも説明したじゃないですか。5か月というのは大半がそれでしょう。だから、あなたたちの技術力、空積みの石を積み上げた護岸の上に、一番高いところではその護岸が1.5メートルぐらいある。それに更に1.5メートルぐらい足さなきゃいけない、高さをね。石積み1.5メートルの上にコンクリートブロックか何か知らんけども、1.5メートルの高さの擁

壁、護岸を築いたら、もつわけないじゃないですか。そんなもん、常識ですよいうてから、工事業者みんなが言っている。それすら分からないで、そういう設計で走ってきたんですよ。発注かけているんですよ、あなたたちは。そして、どこからの指摘か知らないけども、それに気づいて、設計変更をやり出したのが2月ですよ。それ、教えてくれたのは、県なんです。県の砂防ダムグループが2月11日に電柱の移設が終わって、さあ工事が始まるかといって、県、打合せしてたら、下岡さん、あんなん、夏までに工事が終わるかどうか分かりませんよ。下手しよったら秋までかかるんじゃないですかと。何でいうて聞いたら、今の説明ですよ。町、今、工事の設計変更、大幅な設計変更を検討されているみたいですよと教えてくれたんです。だから、工事業者にその設計変更というのはいつまでかかるんやと言ったら、今、設計会社が設計をやっとるから3月の初めぐらいじゃいうて聞いている。そういう状況ですよ。そういう状況がありながら、いいですか、事故繰越した原因がコロナだと。コロナ。全てコロナのせいにすれば済む思っているんですか、あなたたちは。おかしいでしょう。ちゃんと正しく正確な情報で説明すべきじゃないですか。その辺どうなんですか。町長、どう思われますか。こんないかげんなでたらめな説明は。全てコロナ。確かに事故繰り、これは普通の繰越しじゃないですよ。不可抗力の状況がなければ事故繰越ししてはいけないんですよ。だから、コロナだというて言っているんじゃないですか。途中で設計変更して、工事を大幅に変更しなきゃいけなくなったから工期が延びると。そんな理由で事故繰越しなんかできますか。できないから、もう2か月、仮にコロナで2か月協議が長引いたとしてもコロナのせいにしているんですよ。そうしないと、事故繰りにできないから。違いますか。どうなんですか、企画部長。私の言ったこと違っていませんか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）答弁させていただきますが、ちょっと度が過ぎますよね。うちの職員、担当職員もコロナにかかって、工事業者の人も濃厚接触でひどい、つらい思いをされているのに、まるで嘲笑するかのように、コロナがかわいそうですねいうて。

○議長（桑原）ちょっと聞こえないんだが。

○建設部長（久保田）もう一度言います。ちょっと度が過ぎるんじゃないんですかね。うちの職員も。

○議長（桑原）ちょっと待つて。もうちょっと、やおうやってください。

○9番（下岡）反論ですよ、今の。

○建設部長（久保田）反論してません。反論していません全然。

○議長（桑原）下岡議員も、ちょっと待って。

○建設部長（久保田）ちょっと私も答弁させてください。

○議長（桑原）はい。

○建設部長（久保田）うちの職員もコロナに感染してつらい思いをして、それでも早く復帰して業務に取り組んでおります。工事業者もそうです。そういうのをまるで何か嘲笑するように、コロナがかわいそうですねと言われたら、上司として非常に腹立たしいですね。それを踏まえて答弁させていただきます。まず、工期が10月末になったのを4月に入って工事業者から聞いたとお話しになりましたけど、まず、私どもは議会のほうに4月6日に総務建設委員長宛てに事故繰越しの工期がどのようになるか、いつまでになるかというのを文書で提出をさせていただいております。ですから、当然、正式なルートでお知りにはなっておられると思います。それと、あともう1点、2月の総務建設委員会とか1月の工事進捗状況の説明のときに、確かに前田議員とかから、部長ほんまに終わるんかと、終わりゃへんじゃないかっていろいろ言われております。それに対して私は、それを目指して頑張る、しっかり努力するとお話はさせていただいております。いずれにしろ、今の構造物の形態が、護岸の形態がですね、変更協議が終わって協議が確立したのは3月、それから変更契約が終わったのは3月の末でございます。そういったことがはっきり分からない段階で、工期がいつまで延びるか、まだ変更契約も何もしていない、相手とも合意もできていないような状況で、議員の皆様にはお知らせはできないというお話もさせていただいたと思います。ですから、4月6日に文書を我々は議会のほうに出ささせていただいて、今の西ノ谷の工事がいつまで延長になるかというのを文書を出ささせていただいております。その後も、前回、5月のほうでも説明のほうはさせていただいております。そりゃ、うちのほうもいろいろ十分な説明ができてないところもあると思いますので、そこは反省はさせていただいております。どうか御理解いただけるような努力はさせていただいておりますので、一日も早いあの地区のインフラ強靱化の完成にこれからもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）4月6日というのは後から聞いた。4月8日金曜日、ポスティング、業者がしたからね、それを見て、工期が11月になったんだという、私自身が初めて知ったから、月曜日に建設課の職員に確認した。そしたら、今、部長が言ったように、ポスティ

ングで議員の皆さんのポストにその工期についてはポスティングしていますと。だから、その時点では私の手元には業者のものしか届いてない。あなたたちがポスティングしたものはまだ配られてないし、役場に行っていないから、6、7、8、水木金です。だから、そうだったというて言っているんです。それと、コロナがあったから協議が遅れたと言うけど、職員がとか工事業者がという話は正式には私ら、今聞いた話ですよ。建設課の誰がコロナになっていたかなんて知りませんよ。工事業者も3月だってずっと工事をやっているから、コロナにかかっているなんていうのは知らない。工事継続しているんだから。で、おかしいのは、コロナには建設課誰かの人がかかって、担当者がかかったんだろうけども、今の説明だとね。その人はコロナにかかったら、協議が中断して工期が2か月もずれるんかという話ですよ。建設課、ほかに職員だっているし、課長だっているでしょう。その代替りのリカバリーをしないんですか。職員が出てきて、協議に復帰するまで協議をしなかった、こんな組織がありますか。誰かコロナになったらその代わりに誰かが代替りの仕事をするでしょう。少なくとも責任者である課長はその代替りをやるでしょう。工期に影響することなんですよ。今言っているように。それで、2か月ずれたと、協議で。こんな組織があるんですか。どう思います、町長。誰かコロナにかかったから、その協議が順調にいかなかったから、2か月工期がずれた、こういう説明をしているんですよ。ちょっと、答弁してくださいよ、町長、副町長。人事の責任者として。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）議員さん御指摘のように、県とは1月7日に協議を始めて、2月終わりにおおむねの事前協議を終わとります。その間、担当職員は休んでおりましたが、ほかの職員も同時に協議に入っておりますが、ほかにも業務がございますので、それらの同時進行の中で、最善の努力を重ねた上でこの期間を要しております。また、職員が復帰しました後も、変更協議であるとか、本申請書の作成に、それから約1か月かかっておりますので、職員としては最大限の努力を重ねて、出た結果と考えております。

○議長（桑原）時間がきましたけど、最後に、どうぞ。下岡議員。

○9番（下岡）最後の仮設道路の工事撤去費で、今の仮設道の借地料等、積み上げて算定しております。算定しているかどうか分からないでしょう、今言うように工事内訳書がないんだから。工事仕様書はあるいう。例えば、今の借地料などを積み上げて、仕様書を見たら、借地料1,000平米になっていますよ。どこにそんな1,000平米借るんですか。

仮設道1.5メートル、30メートルとしたって45平米じゃないですか。駐車場何台か知らんけども、1,000平米とかそんな膨大な条件を出すんですか。おかしいでしょう。その金額は分からない。ちょっと答弁してください。

○議長（桑原）下岡議員。答弁なしでよい。時間来てます。

○9番（下岡）終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は15時05分。

~~~~~○~~~~~

午後2時58分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。6番、大高下議員。

○6番（大高下）6番議員、大高下です。本日は1項目について質問をいたします。役場窓口のキャッシュレス決済導入について。キャッシュレス決済が全国的に広く普及する中、自治体でもキャッシュレス決済が進んでいます。広島市においては行政のデジタル化の推進及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として、令和3年度に一部の窓口においてキャッシュレス決済を導入しています。そのメリットとしては住民の利便性の向上、現金取扱業務の職員負担軽減、コロナ禍における接触機会の低減等につながるとされており、令和4年度以降の対象窓口拡大にも検討を進めています。決済方法は、クレジットカード、VISA、Masterなど、電子マネー、ICOCAなど、2次元コード、PayPayなどです。海田町は来年の9月に新庁舎が開庁します。それに合わせて、窓口でのキャッシュレス決済の導入を検討してはどうでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問に答弁いたします。新庁舎開庁に合わせた窓口でのキャッシュレス決済の導入についてでございますが、新庁舎での住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍関係証明書などの各種証明手数料について、クレジットカードや電子マネー、QRコード決済に対応したキャッシュレス決済の導入の検討に着手しているところでございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）導入、検討ですけど、将来的には今、窓口と言われたんですが、全ての

支払いがキャッシュレスになるように進めていく考えはありますか。

○議長（桑原） デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野） 将来的なキャッシュレス化につきましては、今後につきましては公民館など施設の使用料のキャッシュレス決済について検討してまいっていき、今後、キャッシュレス決済の対応を考えていきたいと考えております。

○議長（桑原） 大高下議員。

○6番（大高下） キャッシュレス化に進むということで、一つの課題としましては、高齢者とかキャッシュレスにちょっと疎いというか、使い勝手の悪い人に対しての対策等は考えておられますか。

○議長（桑原） デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（下野） 議員御指摘のとおり、キャッシュレス化に抵抗でありますとか難しいというお客様も当然いらっしゃるかと思いますので、全てをキャッシュレス化するというわけではなく、もちろん現金等でも活用してまいり、キャッシュレス化と併用して行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 大高下議員。

○6番（大高下） 先日、老人会の方からも指摘を受けたんですが、最近、いろんなところでねキャッシュレス化が進んでおるということで、町として老人会対象にそういう講習とかはしてもらえんのかというような話もあったんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） 町の職員がということはなかなか考えにくいとは思いますが、いろんな業者であるとか、そういった場での講習を依頼していくことはできるとは考えますので、町が直接というんではなしに、間接的には関与というのはあろうかと考えております。

○議長（桑原） 大高下議員。

○6番（大高下） 終わります。

○議長（桑原） 4番、小田議員。

○4番（小田） 4番、小田です。今回、2項目にわたってお尋ねをさせていただきます。

まず初めに、带状疱疹ワクチンの助成について。带状疱疹は子どもの頃、水疱瘡にかかったことが原因とされております。水疱瘡は治った後もウイルスが体の中の神経節に

隠れていて、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となり、再発症することがあります。これが带状疱疹と呼ばれています。带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90パーセント以上の体内に潜んでおり、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると、国立感染症研究所の調査結果が出ています。带状疱疹は体の左右どちらか一方に、最初はピリピリ、チクチクと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほど激しい場合があります。赤い斑点と小さな水ぶくれが神経に沿って帯状に現れることから、带状疱疹と名づけられました。神経が損傷されることで皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを带状疱疹後神経痛、PHNと呼びます。PHNは焼けるような、締め付けるような持続性の痛みやずきんずきんとする痛みが特徴です。50歳以上の2割にPHNになる可能性があり、生活の質を低下させるだけでなく、顔面神経麻痺・目の障がい・難聴・耳鳴り・めまいなどの重い後遺症が生じることもあります。こうした現状を鑑みて、带状疱疹ワクチンは2016年3月に50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として、厚生労働省が効能効果を追記いたしました。2016年からある水痘生ワクチンに加え、新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると、予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れています。これらのワクチンは発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされております。しかし、带状疱疹ワクチンがあることを知らない人が多く見られます。そこで本町の取組についてお尋ねいたします。1点目、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているでしょうか。2点目、带状疱疹ワクチンの接種費用を50歳以上に助成してはいかがでしょうか。

次に、災害時の避難所開設について。毎年のように起きている自然災害が起きなければいいと願いながらも、梅雨入り後、その心配は増すばかりです。本町においても災害対策が様々講じられております。そのような中で、一般的な避難所では生活に支障を来す要配慮者等への対応が一番心配されます。本町では指定避難所から分散収容等の必要が生じたときの予備的な避難所として福祉避難所を開設するとなっております。移動が困難な要配慮者等の方にとって、こうした移動は苦痛です。このようなことがないよう、福祉避難所を一時避難所として開設し、安心して避難できる体制を整えてはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問に答弁いたします。

まず、带状疱疹ワクチンの助成についての質問でございますが、現在、国においてワクチンの有効性や安全性などについて審議され、定期接種化に向けて検討されているところです。その中で、ワクチン接種は一定の効果はあるものの、注射部位の痛みや腫れ、全身の疲労、頭痛などの副反応が出る場合もあると報告されています。そのため、ワクチンの周知と接種の推進は行っておりません。今後も国の動向を注視し、国の検討結果を踏まえて判断してまいります。

続きまして、災害時の避難所開設についての質問でございますが、現在、通常開設している福祉センターやひまわりプラザ、町民センターも福祉避難所として位置付けており、そちらへ避難していただければと思っております。また、民間の福祉避難施設として、町内にある二つの介護施設と災害協定を締結しており、災害時の際は各施設と連携を取り、避難できる体制は整えているところでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それでは再質問をさせていただきます。まず初めに、福祉避難所について再質問をさせていただきます。既に、福祉避難所を一時避難所として開設しているということではございました。大変すばらしい取組だというふうに認識も理解もしております。これらに加え、町内にある二つの介護施設と災害協定を締結しており、避難できる体制は整えているというふうに、町では認識をされているんだろうというふうに考えます。確認のためにお尋ねをさせていただきたいと思っておりますけれども、この福祉避難所以外に、要配慮、要支援が必要な方が避難をしてきたということはこれまでなかったというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）私が知る限り、過去に1例ほどございまして、避難施設等を紹介するというふうな形で行っていただいたということは記憶にございます。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）周知されているのは1件かもしれませんが、ほかにもこういった方がおられようかというふうに思い、今回、この一般質問でこのような質問をさせていただいたところでございます。要配慮者等の方にとって、通告書にもお示ししておりますように、移動が困難な方が必死の思いで避難所へ避難してこられたのにもかかわらず、

また違うところへ避難をしてくださいというのは、大変酷なことなのではないかなというふうに感じます。せっかく町において一時避難所として福祉避難所を開設しているのであれば、これをしっかりと町民の皆様にお知らせし、最初から福祉避難所に要配慮が必要な方は行っていただき、移動の必要がないような形で配慮していただければというふうに考えますけれども、今後、防災課としてどのような周知徹底に臨むお考えでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘のとおり、安心して避難していただける体制というのは、常日頃から、私どものほうも動いているところでございます。そこは昨年度、法律のほうも改正されまして、この弱者に対してどういうふうな形で避難していただけるかというふうな、国を挙げて今取り組んでいるところでございます。私どものほうもこれに合わせながら進めてまいっているところでございますが、その施設等の周知につきましては、ハザードマップでもお知らせしているんですが、まだまだ足りてないところがございいますので、今後はいろんな方法で皆様に周知していきたいなと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）是非とも周知徹底をしていただき、そういった配慮が必要な方が困難な避難とならないように安心して避難できるような、これからも避難所開設をしていただきたいとお願い申し上げます。

次に、带状疱疹ワクチンの助成についてでございますけれども、最近はテレビのCMやポスターなどでも、50歳以上の方は带状疱疹ワクチンが受けられますよというようなものを目にしております。なぜ、最近になって、このようなCMをやっているのかなというふうに考えましたところ、コロナ禍によって带状疱疹が非常に増えているということでございます。ここには50歳以上というふうに通告をさせていただいておりますけれども、このコロナ禍によって、20歳代でも带状疱疹を発症することがあるというふうに言われております。国において、このようなことを鑑みて、定期接種化に向けて検討されているところは、私も周知をしておりますけれども、町として、このような方につらい思いをさせないために、ワクチンに助成をして負担なく痛みを和らげるお考えはないのでしょうか。再度、お尋ねさせていただきます。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）町長答弁にもありますように、一定の効果はありますけれど

も、その一方で、副反応が出るという報告もございますので、町としましては国の動向を見て、慎重に判断していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）確かに副反応も出る場合があると報告されているところでございますが、ワクチン接種はどのようなワクチン接種であっても副反応がつきものだというふうに考えます。しかしながら、この副反応と、り患した際の痛みをてんびんにかけたときに、どちらが優先されるべきなのかなというところで、この带状疱疹の痛みには耐えかねるので、このワクチンが注目されているのではないかなというふうに考えます。それで、通告書にお示ししましたとおり、免疫力が落ちている方でも不活化ワクチンなら使用が可能ということで、この不活化ワクチン1回、大体2万2,000円ぐらいするんですね。これを2回接種しなければならない。生ワクチンなら1回8,000円程度、医療機関によってこの値段に差はありますが、これを考えたときに、まだかかるかどうか分からないものにこれだけの金額を投入できるかどうかというところを考えたとき、町で助成を一部でもしていただければ接種に足が向きやすいのではないかなというふうに考えます。今後も、町としては国の動向を注視し、というふうにございますけれども、他市町で既にこの带状疱疹ワクチンに助成をしている市町もございますので、是非ともこの海田町でも带状疱疹ワクチンに助成をつけていただきたいというふうに考えますが、再度、御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）繰返しになりますが、先ほどの副反応はどのワクチンでもあるということも理解しておりますけれども、それも含めて有効性や安全性を今国のほうで調査されていますので、町としてはその結果を見て判断していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）国の動向を踏まえてということも大変理解もできますけれども、それに先駆けて、他市町で既に実施をされているところもありますので、是非とも前向きな検討をしていただきたいというふうに思います。本町においては健康寿命を延ばすために様々な取組がされているというふうに思います。また、コロナ禍のストレスによって带状疱疹になる人が増えている昨今でございますので、こういったことも加味しながら、また、このワクチンの接種によって症状が軽かったり、また後遺症予防にもつながると

いうふうにございますので、そのためにも是非ともワクチンに助成を行っていただき、町民の負担軽減に努めていただきたいと思いますと考えますが、再度、御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）コロナ禍の中でストレスを抱えられたり、御不安の中で発症が増えているというような、確かに議員が言っていただいた部分もあろうかと思います。ただ、このワクチンにつきましては、先ほど、保健センター所長も申しましたように、副反応のところもまだ心配なところもございます。議員言っていただいたように、全国的には取り入れているところも数箇所あるというふうにも報道では見ているところもございますけれども、ただ、やはり高額なところであるとか、じゃあ、それによって重症化がどの程度予防され、なおかつ、集団感染の予防になるのかというところも総合的に考えていかないといけないというふうに思っておりますので、本町としては国の動向、それから、先進的な市町の動向等もしっかりと注視をして、国の結果が出ましたら、迅速に判断していきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）この帯状疱疹になった方でないと痛みのつらさは分からないことだというふうに感じております。初めてなる方はこれが帯状疱疹なのだと気づきにくい点からも治療が遅れ、症状が長引いたり、また重くなったりということも考えられます。先ほど、繰返し答弁をいただきましたように、今後、国において定期接種化ですとか、安全性について研究されていくと思いますので、是非とも、町においてもこのような国の動向を踏まえて、早急に対応していただけるように準備をしていただくよう、お願い申し上げて、再質問を終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は15時40分。

~~~~~○~~~~~

午後3時29分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。1番、石橋議員。

○1番（石橋）コロナウイルスは減少傾向とはいえ、日々関係者の皆様の御努力に敬意を払い、今回の一般質問、4点させていただきます。

1、町花ひまわり、郷土料理さつまについてと郷土史調査について問う。町花ひまわりは昭和61年9月23日に住民アンケートで決定したもので、憧れ、あなただけを見つめる、情熱、と花言葉がいろいろある。以前は各家庭に種を配布したり、東広島バイパス予定地にひまわり畑を設け、ひまわりを育て、そこでイベントを開催するなど、商工会などと町を挙げて、町花をPRする努力が見られた。しかし、現在では魅力づくり推進課が主体となり、公民館などで自由配布も行われてはいるが、町内でひまわりはあまり見られない。また、町道1号線がひまわりロードとして名称があるものの、名称だけで実態がない。そこで、今後、町花ひまわりを伝承するため、次の提案をする。1点目に、塵芥車、パッカー車・環境用トラック・パワーゲート車、アームロール車などのボディにひまわりの花のデザインを付けてはどうか。2点目に、東広島バイパスが完成する道路の防音壁側面・高架下の道路の手柵・転落防止柵・橋脚・町道の手柵などに、ひまわりの花の絵を描くことで、歩行者の目線を楽しませ、気持ちが和み、いらいら運転の解消になると考えるがどうか。3点目に、町花ひまわりの絵柄を新1年生のランドセルカバーに採用してはどうか。以上、3点の取組を提案する。次に、郷土料理に関して。海田さつまの会が地道に活動してきた海田郷土料理さつまは、海田高校の生徒さんにより、企業ますや味噌とコラボで、スーパーなどでパック販売されている。今後、町として郷土料理に対するバックアップはどのように考えているか。例えば、学校給食など定期的に取り入れる予定はあるか。また、さつまは近隣町のある店で販売が始まり、海田町よりも先に近隣町で表舞台に出始めた。ほかにも海田町で考案されたものや町で活動してきたものなどが、ほかの町で大きな成功を収めているという例が多くあるのではないかと考える。町の魅力である資源・財産を今後どのように守り、発信していくのか問う。次に、今年度、教育委員会では郷土史の再調査をされる。この再調査に当たり、報告書作成や新町史の編さんなど、今後、有形無形を問わず、海田町の文化財保護に向けた計画を議論する必要があると考える。資源・財産を守るためにどのような調査方法を予定されるか。また、調査により収集した資料は、ふるさと館や織田幹雄スクエアなどで町民に公開する予定はあるのか。

2、町独自の災害対策ボランティアの体制づくりの必要性と社会福祉協議会との連携を問う。この度、社会福祉協議会において事前登録災害ボランティアを募集された。町民から、以前の災害時にボランティアに登録しようとしたが、登録を行っていないと言われ、登録せず個人で参加したという話や、河川の復旧作業にボランティアで参加しよ

うとしたが、ボランティア登録場所が終わっており、町でするから必要ないと言われたという話があったと聞く。災害時においてボランティア活動を希望される方とボランティアを必要とする場所とのマッチングを確実にかつ速やかに行えるよう、体制を整備する必要がある。そのためには町と社会福祉協議会との連携も必須ではないか。今後、どのような連携と体制づくりをするのか問う。

3、海田総合公園入り口付近の美化活動に、桜・アジサイの植え付け、公園内整備、駐車料金について問う。海田総合公園入り口のその後について、一度目の唐谷川の清掃はできているが、やはり対応の遅れを感じている。キャンプ場整備と併せて、公園道路整備をされる予定だろうが、総合公園に上がる道に桜・アジサイを植えることで通行者の目線を楽しませるようにしてはどうか。既に、総合公園では公園内にアジサイの挿し木の計画はあるようだが、公園に続く道路についても整備し、美しい道路にすれば、放置ごみ対策にもなると考えられるので、これを提案する。併せて、公園内の老朽化した歩道・遊具等の整備についても必要な時期に来ていると考えるが、どう考えているか。また、総合公園の平日利用者を増やすため、町民が公園を利用する場合の駐車料金の減免を検討してはどうか。

4、ふれあいバスの運行は、町民の要望に応じたアンケート調査がされ、対応・対策ができるかを問う。ふれあいバスに対して庁舎移転に伴い、見直しのため、今年度、皆様にアンケート調査をすると話される。町民の要望を独自に調べたところ、通勤時間対応運行、土日運行、病院開設時間運行を望む声が多い。町が調査して、使いにくくなった、以前の運行路が良いなどの意見があった場合、その意見は反映や見直し対象になるのか。町としてアンケート調査後、どのような対応・対策をされるのかを問う。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）石橋議員の質問の一つ目の3点目、4点目の学校給食に関する部分、5点目の質問については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。

まず、町花ひまわり、郷土料理さつまについてと郷土史調査についての質問でございますが、1点目の環境センターの塵芥車等のボディにひまわりの花のデザインを付けてはどうかとの質問でございますが、環境センターが所管する車両につきましては、老朽化しており、今後更新していく予定でございますので、車両更新の際に検討をしてみたいです。2点目については、東広島バイパスの防音壁と橋脚は国の管理になっておりま

すので、今後、広島国道工事事務所と実現の可否などについて協議・調整してまいります。また、高架下の道路の転落防止柵については、一部、ひまわりの花のデザインのもので設置されております。今後、新たに設置するものについてはひまわりの花のデザインのものを設置していただけるよう協議してまいります。また、町道において新たに設置する場合についても、設置の可否について調査・研究してまいります。4点目のさつまについての質問でございますが、さつまはさつまの会の方々の活動の成果が海田高等学校の活動につながり、一般企業と共同で海田さつまの素が商品化されています。また、町内では海田さつまの素を使用したメニューを考案し、提供している店舗もあり、少しずつですが、広がりを見せているところでございます。町といたしましては、先ほどの町花ひまわりや西国街道、織田幹雄さんなどの町の魅力を関係団体の皆様とともに守り・育んでまいります。

続きまして、災害対策時のボランティアの体制づくりの必要性と社会福祉協議会との連携についての質問でございますが、災害時のボランティアセンターは、海田町被災者生活サポートボラネットが主体となり、被災者・被災地支援を行うこととなっております。海田町社会福祉協議会はこの事務局を担っており、平時から情報共有や災害に備えた共同での取組を推進しています。今後も海田町社会福祉協議会と連携し、被災者・被災地支援の体制づくりに取り組んでまいります。

続きまして、総合公園入り口付近の美化活動、公園内整備、駐車料金についての質問でございますが、1点目の桜・アジサイを植え、道路美化を図ることについては、総合公園内の町道ではイチョウなどの植栽を整備した区間もありますが、総合公園入り口付近の町道は植栽を設置できるだけの幅員が確保されてないため、新たに植栽を設置することで歩行者の安全な通行にも支障が出ることから、植栽等の整備は難しいと考えております。2点目については、施設の寿命を延ばし、ライフサイクルコストの縮減と平準化を図ることを目的に、令和2年度に海田町公園施設長寿命化計画を策定し、毎年度、計画的に補修又は更新を行っております。また、損傷や異常等が発生した場合には、適宜修繕や更新を行っているところでございます。今後とも施設の長寿命化を図るため、優先度や緊急度等を考慮し、適切に対応してまいります。3点目については、総合公園には多様な移動手段で来場されることから、駐車場使用料の減免を行うとなると、受益者負担の考え方や経費の縮減等を図るために導入した指定管理者制度の趣旨とは相反するものとなります。そのため、四季折々の総合公園の魅力を知っていただくことや工

夫を凝らしたイベントを実施することなどにより、平日利用者の掘り起こしを行い、利用者の増加を図ってまいります。

続きまして、ふれあいバスのアンケート調査についての質問でございますが、現行ルートに関しては、新庁舎移転後の本運行開始までの実証運行という位置付けでございます。本運行開始に向けて利用者の利便性向上を目的にアンケート調査等を実施し、2ルート制移行の効果を検証することとしております。アンケート調査により得られた意見等につきましては、ふれあいバスの利用状況データとともに、分析、課題の整理を行い、地域公共交通会議に諮った上で、運行ルートの見直しを検討してまいります。

それでは、一つ目の3点目、4点目の学校給食に関する部分、5点目の質問については、教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）石橋議員の質問に答弁いたします。ランドセルカバーに採用することについての質問でございますが、これは新1年生に安芸地区交通安全協会から事故防止のために贈られているものでありまして、その図柄等は安芸地区交通安全協会によって決められており、本委員会が判断するものではありません。続きまして、郷土料理さつまについての質問でございますが、学校給食の献立については、栄養、原材料費、味、季節感、子どもたちの好みや食育を考慮して決めております。海田さつまについては、昨年度、魅力づくり推進課が栄養士部会に紹介したことを受けまして、海田小学校において提供しましたが、今後も検討してまいります。続きまして、郷土史調査についての質問でございますが、教育委員会では海田町文化財保存活用地域計画を策定することとしております。この計画は文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画でありまして、市町村に総合計画の下に体系づけられるものでございます。予定では今年度から取りかかりまして、来年度にかけて策定し、その後、認定申請を行うこととしております。まずは調査を行う必要があります。その方法としては地域で保存されている文化財、これのアンケート調査の実施や以前調査を行ったものの現状把握など、町内で活躍されております海田郷土文化研究会の協力の下、実施したいと考えております。調査した結果は、計画の中に織り込むとともに、併せて、ふるさと散策マップなど、資料が更新できるものは行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは再質問をさせていただきます。4番目のふれあいバスの運行につ

いてですが、ふれあいバスは本当に住民の足になっている、特に三迫地区、それから、砂走地区のほうの方は皆さんこの足になっているということで、国信地区の方たちは足になっているということで、利用者の人たちの話をとても聞いておりますと、どういうふうにして、この地域公共交通会議というふうにありましたけれども、どういう方が一体全体決められているのかということをちょっと質問したいと思います。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）地域公共交通会議、どのような方が決められているかということなんです、委員の方といたしましては、公共交通のバスの会社であるとか、タクシーの会社であるとか、そういう公共交通に関する会社の方、学識経験者、町民の代表、国土交通省、広島県道路管理者、あとは警察署の方等が委員となっております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今言っていただきました、バス、タクシー、学識経験者、町民代表。町民代表と言われますのはどのような方が来られておられるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）現在、委員になっておられるのは、社会福祉協議会の会長さん、福祉施設の理事長、あとは自治会連合会の会長が代表となっております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）実際にバスを利用されている方は何人ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）申し訳ありません、その委員の中で何人の方がバスを利用されているかというのは把握はしておりませんが、そういったバスを利用されている方の意見等を聞く立場におられる方々だと考えておりますので、町民の意見を吸い上げて会議の場で意見の発言をされているかと思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）やはり、このアンケートを取るというふうにおっしゃられますけれども、アンケート調査をしたときに町民の意見が反映されるような仕組みを作っていただかないと、本当の利用者の人の声が反映されないと思われれます。実際のところ、そのアンケートを取って、以前のアンケートのところで2ルートのほうがいいということで、1ルートから2ルートになったとは思いますが、今後、このふれあいバスのアンケート調査により、今、私が言いましたように、以前の運行路のほうが良いとか、使いに

くくなったとか、それから、通勤時間対応とか、時間とかそういうものもあるでしょうけれども、そういう意見が出たときにどのような対策を考えておられるでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）現在の運行形態に変更したのは、平成30年度から令和元年度にかけ実施しましたアンケート調査や住民ワークショップなどからいただいた御意見、買物や通院のニーズが高かったこと、従前から要望のあった非カバー地域への延伸、利用者の多い海田市駅の速達性などを勘案して決定したという経緯がございます。以前のほうが良かったという御意見もあるとは思いますが、例えば、新たに運行経路となった県道矢野海田線の海田中学校入り口や曙町のバス停の利用者数が一定以上であれば、それなりのニーズがあるということであり、もとのほうが良かったということで、もとのルートに戻せばその方たちの利便性が今度は損なわれるということにもなりかねません。利用者のアンケート等の御意見を参考にさせていただきながら、地域公共交通会議ではアンケート調査結果や利用状況の分析、検証を行い、総合的な判断から運行の見直しを検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それではアンケート調査をしっかりといただきまして、住民の声が反映されるような運行ルート、また時間、それから場所なども検討していただきまして、今度、庁舎ができるということから新しい運行ルートが開設されるとは思いますが、町民の目線で考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）アンケート等で得られた御意見等、利用状況とも含めてですが、実態を検証いたしまして、運行ルートの検討を行ってまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）では、運行ルートのほう、よろしく検討をしてください。

それから、第3の総合公園入り口の美化活動についてなんですけれども、今、答弁の中に、アジサイとか桜の木を植えたほうが良いという話をしましたが、これはなぜしたかと言いますと、あそこの唐谷川の一番上流のところに入ります総合公園のところを見てみますと、やはり、ごみが捨ててあります。実際にそのごみを撤去した後でもごみが捨ててあるというこの状態を、放置ごみ対策を、どのように今後されるのかということで提案をしたわけなんですけれども、やはり美化に周知していかないと、あのままでは

またごみが放置されるような現状になっております。その点はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）町道における管理につきましては、道路を管理する建設課が行っておりますが、町内のパトロール等で、そういったごみの捨ててある状況を見つけたら、また、頻繁に行われるようであればその現場において検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）町民が総合公園に向いてよく歩いて健康のために行っております。町民の声を拾ったからこそ、私は今このように言っておる次第なんですけれども、やはり美しい総合公園の出入口があまりにも汚い。ここをもうちょっと皆さん考えていただかないと、美化活動にボランティアさんが参加しておられますけれども、ただそれだけでは足りないと考えます。町が町を挙げて、総合公園の入り口を美化という形で考えていただけるように、ここの2点目の全体を踏まえて総合公園をきれいにしていくというような形、ライフサイクルの長寿命化計画を策定して補修していくという総合公園の老朽化などはやっていくと言われますけれども、やはり、目線を楽しませる、そういうところも大事なんではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）維持管理上の費用と効果、これらを検証し、今後、有効なものがあれば取り入れていくことを調査研究してまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）調査研究して前向きに検討していただければと思います。また、2番目の老朽化歩道・遊具等は長寿命化計画で毎年度計画に補修し、更新を行っておりますというふうに言われました。損傷や異常が発生した場合には適宜修繕すると言っておられますが、私が見たところによりますと、コルクが剥がれていたり、木が破損していたり、階段のところが滑りやすくなっていたりしている現状があります。ここのところはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま御指摘をいただきました部分については、改めて確認をいたしますが、先ほど申し上げましたように、長寿命化計画の中で緊急度と優先度を考慮

して対応してまいります。ただ、やはり、安全・安心の部分で早期に対応しなければならない部分については速やかに対応する、こういう考え方で取り組んでまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）改めて見に行ってくださいまして、町を挙げて、総合公園が美しい公園になり、多くの人が他市町からも来るような総合公園になっていただけますように、検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次の町独自の災害ボランティア体制づくりの必要性と社会福祉協議会の連携等についてですけれども、災害ボランティアをしたときに、やはり、この災害ボランティアというものは、今、福祉協議会がこのようなチラシを配って、災害事前登録ボランティア募集というものをされておられます。令和4年度用です。これは県に登録をして、県から、それから県に登録をした人が、市町がボランティアさんの要請をかけて、それから、海田町のほうに何名要請する、そういうふうな指示があって初めて動くというふうに聞いておりますが、この事前登録災害ボランティア募集というのはどのような形で行われるのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）社協さんが行われている事前募集につきましては、議員さんがおっしゃったとおり、県のシステム等を使われて、共同で使われて、災害発生時にボランティアをすることができるということで登録をいただいていると聞いております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）この事前災害ボランティア募集は、先ほど答弁がありましたボランティア、福祉協議会がやっているボランティアと違って、事前登録災害ボランティアといいまして、県のほうに登録を、全国から登録ができるそうです。そして、その登録者が何ができるのかというものを登録した上で、町が県のほうにお願いをして、うちここはこういうふうに困っているからこういうことをお願いしますと言うと、じゃ、誰々さん行ってくださいというふうにして、今、コロナ禍の時代、どのような形でボランティアを募集するのが良いのかということから、事前登録災害ボランティア募集というのを県が考えられたそうなんですけれども、町としては、今言われたように、ボランティアサポートボランティア推進会議が設置されているというふうに言われますけれども、これはやはり福祉が中心になっておりますので、なかなか災害被災者の人たちが中心というよりも、そのボランティアがマッチングするというふうに、先ほど私は述べましたが、必要など

ころに必要な人が行けるようなボランティアのマッチングが本当にできるのかどうかというところを問うておりますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）災害ボランティアセンターの設置、運営につきましては、町社協が事務局となって、サポートボラネットさんのほうで設置をされております。また、設置、運営に当たっては県社協さんのほうとしっかりと連携をされているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）しっかりと連携を取ってやっていただかないと、先ほど、一番最初に説明しましたように、ボランティアの登録が遅れていたり、ボランティアの登録ができなかったりするような形になっていくのではないかと、前回のような、今までのようなやり方でやっていくと、やはり手拔かりがあるのではないかと考えられます。ボランティアとボランティアさん同士のマッチング、またボランティアを希望する場所、それから、人材、その人たちのマッチングというのはどのように考えておられるでしょうか。必要とする場所と必要とする対象者、それはどのように分かるように説明ができるような形の場所があるのでしょうか。海田町としてどのような仕組みを作ろうとしているのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）町長答弁にもございましたように、海田町社協が事務局となって、海田町ボラネットのほうで、海田町、それから自治会連合会、民生委員児童委員協議会や老人クラブ連合会、また、町内の施設、それから、社協のボランティア事務局等が連携してボラネットがございます。その中で、議員御指摘の30年7月豪雨のときの状況を言っていると思いますけれども、平成30年7月豪雨災害における経験を生かして、被災者生活サポートボランティアセンターの効率的な運用を社会福祉協議会が中心となって、整備を行われているところでございます。町といたしましても町社会福祉協議会と連携して、このボラネットをしっかりと機能させていくことが災害時へのボランティアセンターの適正な運営につながっていくものと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、ボランティアとボランティアを必要とする人、それからまた、町が主体となって、また、その福祉協議会と町との連携、それはどのような形で行われ

ますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほども言いましたように、町が主体いうんじゃなくて、町も一緒にあって連携しながらやっていくのがこのボランティアセンターでございます。マッチング等の、前回の30年豪雨のときに、思いがちょっと違ったというところもあったかと思います。この辺りにつきましては、先ほども申しましたように、そのときの経験を生かして、しっかりとマニュアルの整備を行って、準備を備えているところでございます。平時におきましても定期的な会議を行って、そのボランティアセンターがしっかりと機能するように町といたしましても、その中の構成員としてしっかりと社会福祉協議会と連携して対応を取っていくところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、順次、よろしく願いいたします。お願いするというのはあれなんですけれども、改めて、やっぱり気を引き締めて、この災害時に向かっていかないといけないと思います。

それでは、最後に、町花ひまわりと郷土料理のことなんですけれども、先ほど町長の答弁の中で、塵芥車、新しく今度購入するという話がありますが、そのときには是非このひまわりのデザインが付けていけるような仕組みは作ることができますでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）今、契約している塵芥車につきましては、契約条件については変えられませんが、文字や町章の場所を工夫して、後からデザインを入れるスペースを確保することは研究してまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）前向きに検討を願います。町花ひまわりはずっと伝承していくために、東広島バイパスの防音壁、側面というところに、よく東京などでも大きな橋桁の下に子どもたちが絵を描いたものを、ひまわりの絵とかそういうものを描いたものを、和ませるために、絵を大きくペインティングしているような状態が見てとられました。こういうふうな形で、子どもたちにも海田町の殺伐としたこの道路ばかりの、建物ばかりの町になっていって、だんだん自然が破壊されている状態の道路が多い町にも、こういうふうに防音壁、橋脚のところに子どもたちの絵を描いていただいて、和ませていただけるよ

うな町花ひまわりを、子どもたちの絵で覆っていくというのはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまの御指摘でございますが、これはあくまでも海田町の管理というよりも、国が管理維持するものでございます。そうした中で、維持管理上、様々な課題とかということも想定されます。その辺も含めて、国と、実際に可能かどうか、その辺は十分に協議し、検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）町花ひまわりを大切にするためにも、是非ともそのような検討をよろしくお願いします。また、小学校の児童の後ろに付いてある1年生のランドセルカバー、先ほど教育長の答弁にありましたが、交通安全協会から、どこを見てもかわいらしい1年生が交通安全協会の事故防止のために贈られている、それはよく分かります。海田町はヒマ太くんというものがありますので、シールなどを付けて、ちょっと絵柄を付けていく、海田町らしさを出すことはできないでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）今、御指摘いただいた件でございますけども、まず、ランドセルカバーでございますけども、海田町、坂町、熊野町に同様のものを3町に安芸地区の交通安全協会からまず配布いただいているものでございます。ここのランドセルカバーの趣旨としましては、通学時の子どもたちの交通安全が最大の目的であると。黄色の色というのはドライバーから見てもとても目立つ色であり、この辺りが考慮されているため、現状で考えられているということでございました。以上でございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）黄色の色というのは、ひまわりも黄色です。かわいらしいヒマ太君というキャラクターができてなかなか外には登場しておりません。シールなどで子どもたちを幼稚園から小学校1年生に上がったときの爽やかな気持ちを是非シールなどで貼ってあげるというのも一つの海田町特有のものではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）本来の趣旨を損なうようなことではいけないので、それはなかなか検討に値しないということでございます。本来、事故防止のためにやっているんでありまして、理解していただきたいと思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）海田町独自というものを、特に私はやっていければと思って、1年生のランドセルカバーに採用していただけるよう、今後も検討していただければと思います。それでは、郷土さつまについてなんですけれども、学校給食の献立に魅力づくり推進課が栄養士部会に紹介したことを受け、海田小学校において提供しましたが、今後も検討してまいりますと言っていました。是非、1年間にわたって何度かこの郷土料理さつまが海田町からの発祥だったんだということを言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）今の御質問につきましてですが、海田町では実は海田さつまだけではなく、海田でがんす等についても提供をしたことがございます。また、学校給食の中ではそのほか広島県の伝統料理としてもぐりご飯やタコ飯、八寸などの提供もあります。それらも含めて、年間で計画的に給食の献立のほうを考えていきたいと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）郷土料理さつま研究会がありますが、子どもたちにもさつま、どのようにして作られ、どのような形でなっていくのか、調理実習などにも使われていければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）実は、この作り方等につきましては、毎月献立表の中に、例えば豆知識という欄で記入したり、また、給食の時間中に放送等で子どもたちのほうに紹介をしたり、また学級担任が直接、食育の場面で紹介したりとか、いろんな場面で紹介をさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）そのように、学校のほうで子どもたちが郷土料理のさつまを、先ほど言われました八寸もそうでしょう、海田がんすもそうでしょう、そういう子どもたちに郷土の料理があるんだということをどんどん伝えていただくことによって、海田郷土料理さつまの会も発展していくのではないかと考えます。また次に、この郷土料理に対して、実はよその地区で販売が始められました。なかなか、私たちが今までやっていた活動が、他市、他町で発売されたり、また、いろんな形で表現されたりすることが多いと思いま

す。今回、海田町の教育委員会では、郷土史の再調査をされますね。この再調査に当たって、今年度から取りかかり、来年度にかけて策定し、その後、認定申請を行うこととしていると。そして、ふるさと散策マップなど資料が更新できるものは行ってまいりたいというふうに言われましたが、どのような形で郷土史調査を行われるのでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）この調査につきましては、先ほど、答弁にもありましたけど、海田郷土文化研究会の方、これ、今、散策マップのほう、前作ったときに編集していただいたところがございますが、その協力を仰ぎながら、これはコンサルを入れなくて独自で海田で、町教育委員会独自でやる計画にしておりますので、その協力を仰ぎながらそういうことを行っていきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）地域で保存されている文化財などを実際に歩いて見て回る、そういうことはされないのでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）ですから、今、把握しているものを、歩いて、今現状がどうなっているかいうのを把握していきます。また、アンケートを取りまして、そういうものが地域からあれば、そういうものをアンケート調査させていただきまして、それを見に行ったりして、確認をさせていただこうと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）海田町の中では、たくさん眠っている文化財、それから、家の中で保管してありますいろいろな古い郷土のものがたくさん眠っているようなところも多々ありますので、しっかりと地域で保存されている文化財などをアンケート調査などでもそういうふうにして調べていただけるのはとてもありがたいことだと思いますが、その過程を、やはりこういうふうに今やっていますよというような報告会みたいなのはありますでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）今のところは公表ということは考えておりませんが、この計画を行う中で、パブリックコメントなども行います。また、成果品については、計画としてその中でどういうことをやったというのも、入れ込んだものになりますので、それを御覧になっていただければそこら辺の公表も可能だと、公表できるものと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）これは海田町の文化財保護のためにもとても重要な活動だと思いますので、これは丁寧にやっていただきたいと思います。なぜならば、ふるさと館がありますね。あのふるさと館は竪穴住居というのがあったんですが、老朽化して壊れてしまったと。これを、危ないからなくしてしまおうというふうにして排除されてしまいました。その排除されたふるさと館のところを見に行きましたところ、空き地になってくぼ地があったにもかかわらず、穴が開いていたところも分からないような状態になりました。やはり、そういう文化財的なものも竪穴式住居の展示があつて、ふるさと館だったのではないかなというふうに思っております。やはり、この歴史的な資料というものを大事にしていたくということが、今後の教育委員会の海田郷土史研究会の協力を得てやられるということですけども、町民を挙げて、海田町のこの郷土を守る、せっかく広島市と合併せずに単独町制になったわけですから、やはり、海田町はここにあるんだというような形を取っていただかないと、単独町制をした意味がないのではないかと考えます。その辺のところ、教育委員会としてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）文化財行政において、ええかげんなことをするつもりは一切ないんです。教育行政、丁寧にするのは当たり前ですから、やります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）安心いたしました。私は今回、たくさんの提案、質問をしております。なぜこのようなことをしたのかと言いますと、広島県で住みたい自治体ランキング、リクルートで調査されました。広島県に住む20歳以上の男女を対象にアンケートを実施して発表されたのは、残念ながら1位は安芸郡府中町でした。海田町は入っておりません。7位のところにありましたが、人当たりがよく、話しやすいところで評価を受けておりました。広島駅から3駅、10分、スーパーや独自の祭りなど、町ならではの特徴を評価されている。これは住む人が住みたいと感じる町は、暮らしやすさをベースにしつつ、おしゃれなまちが多い、公園が充実しているなどの町の特色にプラスアルファの魅力を感じる、住みたいという思いにつながっているのではと記されておりました。今回、提案をいろいろしましたが、全国紙にも評価されるようなまちづくりに、今後も期待して一般質問を終えたいと思います。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みはございません。したがって、会議規則

第23条第2項の規定により、これにて延会したいと思います、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決します。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので御参集いただきますよう、お願い申し上げます。本日は大変御苦勞様でした。

午後4時33分 延会